

中小企業等経営強化法に基づく固定資産税特例措置の手引き

<第1版>

- この手引きは、中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画に基づき、中小事業者等がファイナンス・リース取引により設備を導入した場合に適用が受けられる「固定資産税特例措置」に関する解説及び手続き、参考資料を掲載しています。
- 中小事業者等がファイナンス・リース取引で一定の機械・装置を導入した場合は、リース会社が固定資産税の特例措置（固定資産税の軽減）を受け、固定資産税の軽減分をリース料から差し引くことにより、中小事業者等に対して固定資産税軽減分を還元します。
- リース会社は、中小事業者等（リースユーザー）に対して、リース料から固定資産税の軽減分を差し引いたことを示す「固定資産税軽減計算書」を交付します。
- 当協会は、リース会社から「固定資産税軽減計算書」の提出を受けて、固定資産税の軽減分がリース料の計算に反映されているか調査し、その結果をリース会社に対して通知（※）するとともに、調査結果を計数的に分析します。
（※）調査の結果、固定資産税の軽減分がリース料の計算に反映されている場合は、「固定資産税軽減計算書」に確認印を押印します。
- この手引き（第1版）は、平成28年（2016年）7月1日現在の法令等に基づき作成しています。法令の改正等により、随時、改訂する場合がありますので、最新版の手引きを確認してください。
- 本手引きの著作権は当協会に帰属します。無断利用・無断転載を禁止します。

<固定資産税特例措置のポイント>

- ◆適用期間：中小企業等経営強化法の施行の日（平成28年7月1日）から平成31年3月31日まで
- ◆対象企業：租税特別措置法に定める中小事業者等（資本金1億円超の大規模法人の子会社等を除く。）
 - ①常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人
 - ②資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
 - ③資本若しくは出資を有しない法人は、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- ◆対象設備：認定経営力向上計画に基づきファイナンス・リース取引または取得により導入した一定の機械及び装置（1台・1基160万円以上等）
- ◆措置内容：新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、対象設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の2分の1の額とする。
※ファイナンス・リース取引の場合は、固定資産税軽減分をユーザーに提示するリース料に反映し、リース会社が軽減された固定資産税を申告・納付する。

平成28年8月19日
公益社団法人リース事業協会

<目次>

中小企業等経営強化法について（解説・手続き）	1 頁
参考資料 1：中小企業等経営強化法に基づく固定資産税特例措置の調査要領	9 頁
様式第 1 固定資産税軽減計算書	12 頁
様式第 2 - 1 事前届出書（会員会社用）	13 頁
様式第 2 - 2 変更届出書（会員会社用）	14 頁
様式第 3 - 1 軽減計算書の調査及び確認申請書（会員会社用）	15 頁
様式第 3 - 2 軽減計算書の調査及び確認申請書（非会員会社用）	16 頁
様式第 4 軽減計算書の調査及び確認記録簿（公益社団法人リース事業協会）	18 頁
参考資料 2 固定資産税特例措置の Q & A（平成 28 年 8 月 19 日現在）	19 頁
参考資料 3 固定資産税計算シート	24 頁
参考資料 4 中小企業等経営強化法・施行令・施行規則等	25 頁
中小企業等経営強化法・施行令・施行規則（抜粋）	25 頁
中小企業等の経営強化に関する基本方針（抜粋）	29 頁
事業分野別指針（製造業に係る経営力向上に関する指針【抜粋】）	34 頁
経営力向上に関する命令（付：経営力向上計画の認定申請書等）	39 頁

本手引きの内容に関するお問い合わせ先

公益社団法人リース事業協会

軽減計算書調査担当 電話番号：03-3595-1501

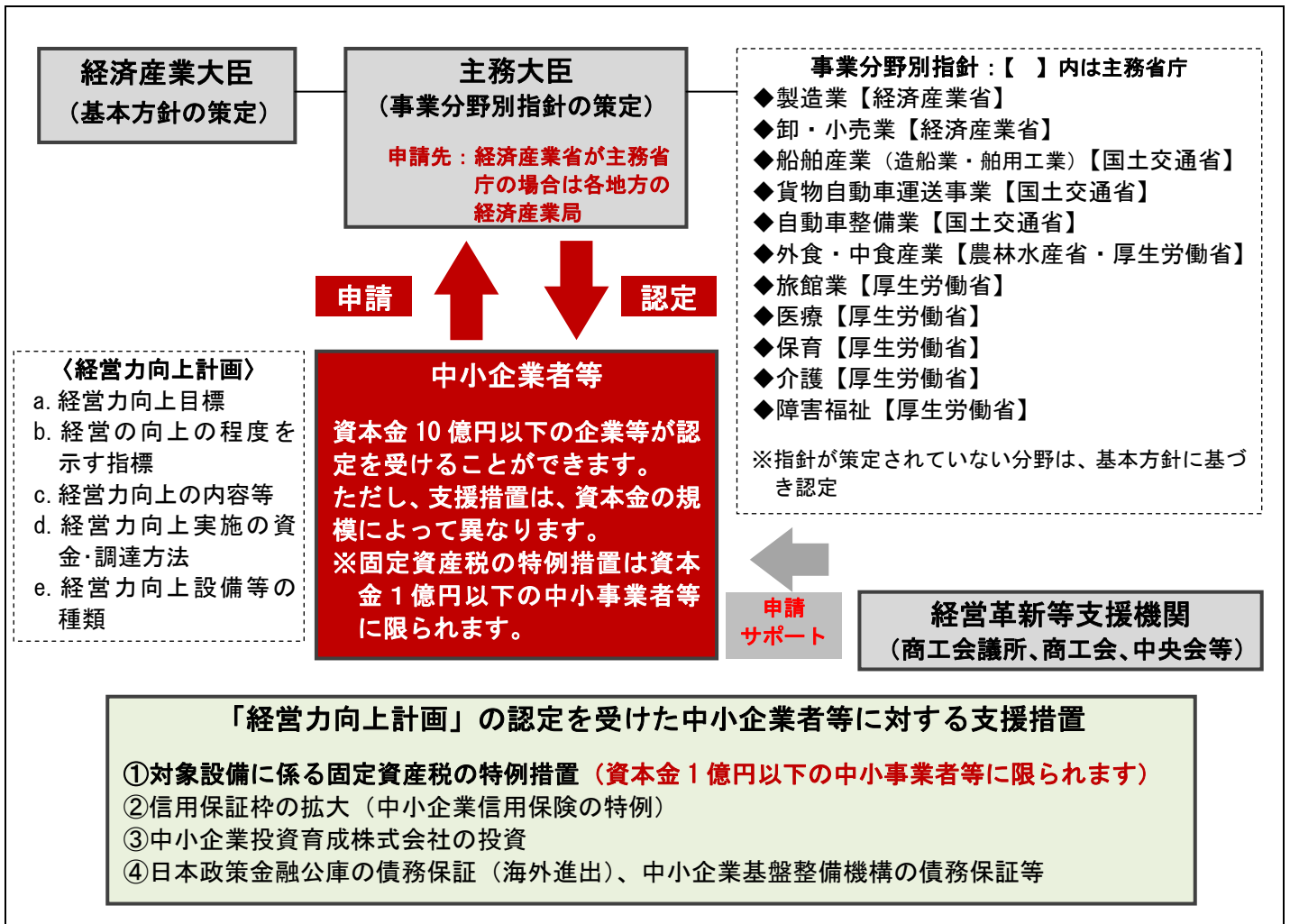
中小企業等経営強化法について（解説・手続き）

1. 要旨

- 中小企業等経営強化法（※1）は、労働力人口の減少や企業間の国際的な競争の活発化等の経済社会情勢の変化に対応するために、中小企業等の経営強化を図ることを目的としています。
- 経済産業大臣が「中小企業等の経営強化に関する基本方針」（法第3条）を定め、これに基づき、中小企業者等の事業分野を所管する主務大臣が「事業分野別指針」（法第12条）を策定します。
- 中小企業者等（資本金10億円以下の企業等）は、経営力を向上させるための事業計画（経営力向上計画）を作成して（法第13条第1項）、主務大臣の認定を受けた場合に、各種支援策を受けることができます。
- 認定は、「事業分野別指針」に照らして適切なものであると認められた場合等に受けることができます（法第13条第3項）。
- 上記の支援策の一つとして、中小企業等経営強化法の附則第3条により、地方税法附則第15条の改正が行われ、中小企業者等（資本金1億円以下の中小事業者等に限られます。）が「経営力向上計画」に基づき、ファイナンス・リース取引または取得により導入した対象設備について、固定資産税の特例措置を受けることができます（地方税法附則第15条第46項）。

（※1）「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」（平成11年法律第18号）の改正が行われ、同法の名称が「中小企業等経営強化法」（平成28年6月3日公布）となりました。

【中小企業等経営強化法の仕組み（経営力向上関係）】



2. 固定資産税の特例措置（ファイナンス・リース取引）の解説

（1）概要

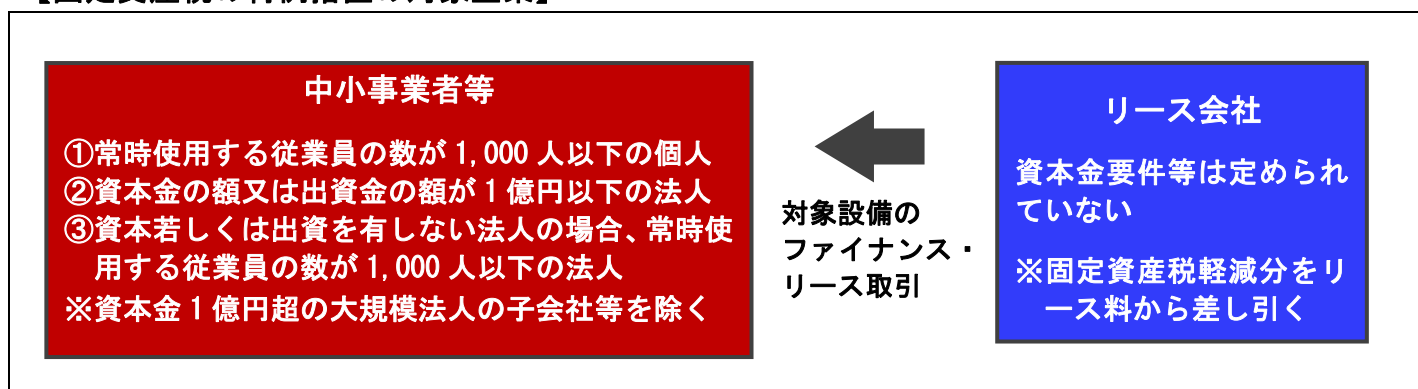
- 中小事業者等が適用期間内にファイナンス・リース取引により対象設備を導入した場合は、リース会社が固定資産税の特例措置を受けます。リース会社は、固定資産税の軽減分をリース料から差し引くことにより、中小事業者等に対して固定資産税軽減分を還元します。
- 公益社団法人リース事業協会は、リース会社から「固定資産税軽減計算書」の提出を受けて、固定資産税の軽減分がリース料の計算に反映されているか調査し、その調査結果をリース会社に通知（※2）するとともに、調査結果を計数的に分析します。

（※2）調査の結果、固定資産税の軽減分がリース料の計算に反映されている場合は、「固定資産税軽減計算書」に確認印を押印します。

（2）中小事業者等

- 本特例措置は、「租税特別措置法第 10 条第 6 項第 4 号に規定する中小事業者又は同法第 42 条の 4 第 6 項第 4 号に規定する中小企業者」（中小事業者等）に適用されます。
- 中小事業者等に対して、ファイナンス・リース取引により対象設備を引き渡して使用させる事業者（リース会社）は、上記の中小企業要件はかかりません。

【固定資産税の特例措置の対象企業】



（3）適用期間

- 固定資産税の特例措置は、中小企業等経営強化法の施行の日（平成 28 年 7 月 1 日）から平成 31 年 3 月 31 日までにファイナンス・リース取引または取得により導入した対象設備に適用されます。
- ファイナンス・リース取引で導入した対象設備は、ユーザーがリース会社に発行する「借受証の発行日」により適用期間を判断します。
- 固定資産税の特例措置を受けるためには、原則として、「経営力向上計画」の認定を受けた後に、ファイナンス・リース取引で対象設備を導入（借受証を発行）します。
- 特例として、①「経営力向上計画」の開始日が平成 28 年 7 月 1 日以降であり、②「経営力向上計画」の開始日後、対象設備を導入してから 60 日以内に「経営力向上計画」の認定申請を行った場合に限り、固定資産税の特例措置の適用を受けることができます。

【適用期間の原則・特例】



(4) ファイナンス・リース取引

- 本特例措置におけるファイナンス・リース取引とは、法人税法第 64 条の 2 第 3 項に規定するリース取引を表します。ファイナンス・リース取引で対象設備を導入した場合は、リース会社が固定資産税の特例措置を受けます。
- リース会社が固定資産税の特例措置を受けることができるファイナンス・リース取引は、① 所有権移転外ファイナンス・リース取引、② リース会社が固定資産税を納付する所有権移転ファイナンス・リース取引となります。

【固定資産税の特例措置の対象となるファイナンス・リース取引】

法人税法第 64 条の 2 第 3 項

リース取引とは、資産の賃貸借（所有権が移転しない土地の賃貸借その他の政令で定めるものを除く。）で、次に掲げる要件に該当するものをいう。

- 一 当該賃貸借に係る契約が、賃貸借期間の中途においてその解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものであること。
- 二 当該賃貸借に係る賃借人が当該賃貸借に係る資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース会社が特例措置を受け、固定資産税を申告・納付する。

所有権移転ファイナンス・リース取引

リース会社が固定資産税を納付する場合は、リース会社が特例措置を受け、固定資産税を申告・納付する。

所有権移転ファイナンス・リース取引

ユーザーが固定資産税を納付する場合は、ユーザーが特例措置を受け、固定資産税を申告・納付する。

(5) 対象設備

- 主務大臣の認定を受けた「認定経営力向上計画」に基づきファイナンス・リースまたは取得により導入した「機械及び装置」(※3)が対象となります。「機械及び装置」とは、次の要件をすべて満たすものとなります。
- 対象設備のメーカー団体(工業会)は、対象設備が以下の③の要件に該当している旨の証明書を発行します(中小事業者等がメーカーに発行依頼をし、リース会社宛に送付されます。)

【固定資産税の特例措置の対象設備】

- ①事業の用に供されたことがないもの(新品)
- ②1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
- ③旧モデル比で生産性(単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等)が年平均1%以上向上するもの(販売開始から10年以内のものに限る)

(※3)「機械及び装置」とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)の「別表第二 機械及び装置の耐用年数表」、「別表第五 公害防止用減価償却資産の耐用年数表」、「別表第六 開発研究用減価償却資産の耐用年数表」に掲げられている「機械及び装置」に限られます。したがって、「車両及び運搬具」、「工具」、「器具・備品」等は対象設備となりません。

(6) 措置内容

- 対象設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、当該対象設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の2分の1の額となります。
- リース会社が固定資産税の特例措置を受ける場合は、リース会社は、固定資産税の軽減分をリース料から差し引くことにより、中小事業者等に対して固定資産税の軽減分を還元します。
- リース会社は、対象設備の設置場所の地方自治体の固定資産税率にかかわらず、便宜的に、標準税率1.4%(地方税法第350条)に基づきリース料(固定資産税軽減前・軽減後)を算出し、ユーザーに対して、リース料見積書及び固定資産税軽減計算書を交付します。
- リース会社は、対象設備の設置場所の地方自治体に対して固定資産税を申告します。地方自治体は、リース会社の申告に基づき課税標準額及び固定資産税額(当該地方自治体の税率により算出)を決定し、リース会社はその決定に基づき、固定資産税を納税します。

【措置内容：設例】

設例：機械及び装置 物件金額：10,000,000円 法定耐用年数：8年 リース期間：5年
固定資産税率：課税標準額×1.4%(標準税率)

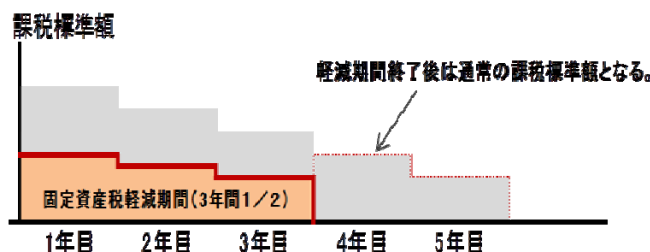
リース期間中の軽減前固定資産税額 373,400円

リース期間中の軽減後固定資産税額 231,800円 (141,600円軽減)

固定資産税軽減前のリース料総額 12,000,000円 (月額リース料 200,000円)

固定資産税軽減後のリース料総額 11,858,400円 (月額リース料 197,640円)

課税標準額は賦課期日(毎年1月1日)における価格となる。本特例措置の対象設備は、3年度分の課税標準額が1/2となる。



地方自治体が標準税率を超える税率を採用している場合は、上記計算にかかわらず、当該地方自治体の税率により固定資産税を納税する。

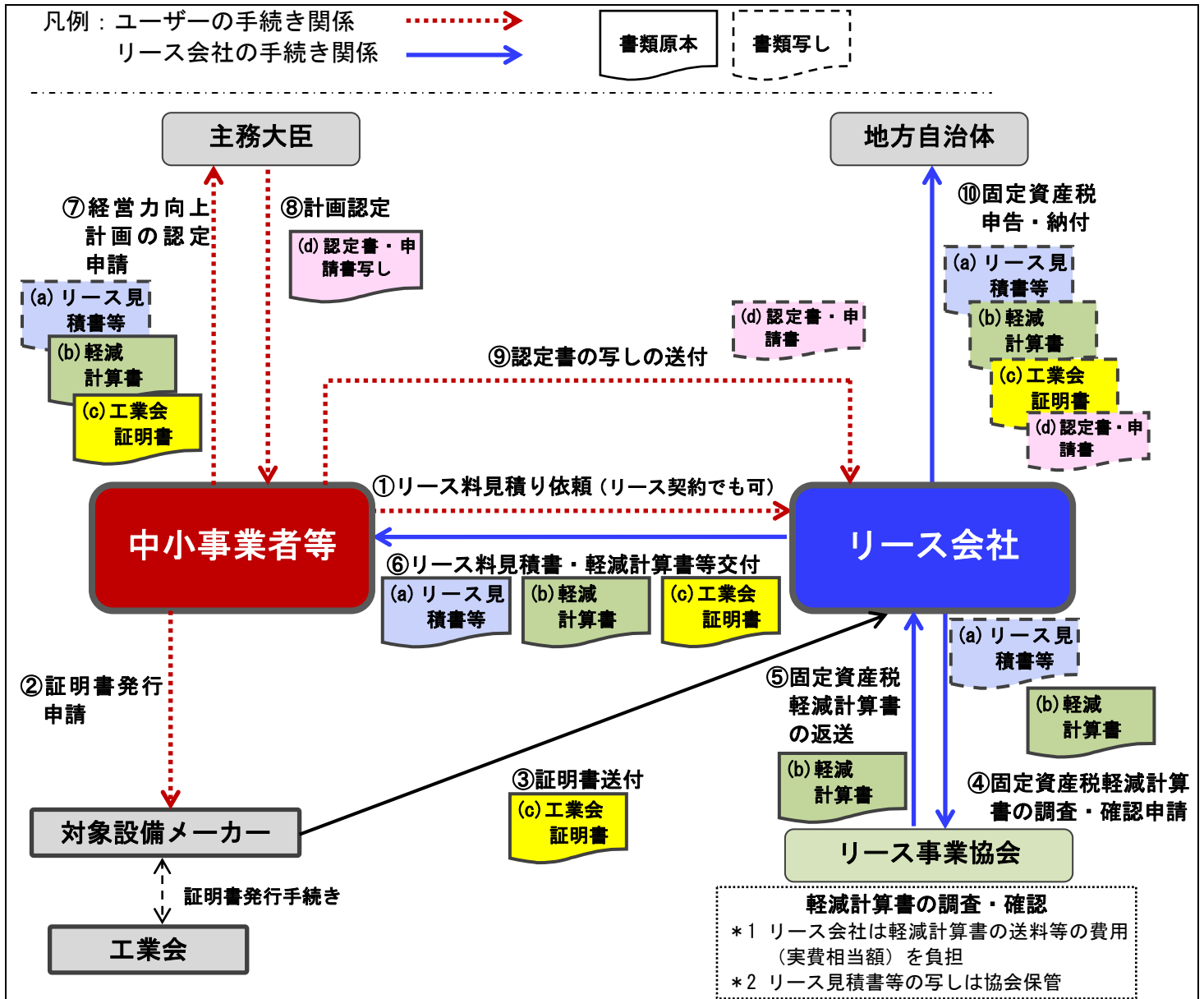
3. 手続き

- ファイナンス・リース取引で対象設備を導入して、固定資産税の特例措置を受けるためには、以下の書類と手続きが必要となります（詳細は6頁～8頁を参照）。

【必要書類】

書類名	作成者等
(a) リース料見積書又はリース契約書 ＜下図：「リース見積書等」＞	リース会社 ⇒ 中小事業者等に交付 * 中小事業者等の依頼により交付
(b) 固定資産税軽減計算書 ＜下図：「軽減計算書」＞	リース会社 ⇒ 中小事業者等に交付 * リース事業協会の確認必要
(c) 工業会の証明書 ＜下図：「工業会証明書」＞	工業会 ⇒ リース会社に送付 * 発行の依頼は中小事業者等
(d) 認定書	主務大臣（経済産業大臣等） * 認定申請書（40頁参照）は中小事業者等が作成して主務大臣に申請

【ファイナンス・リースにより対象設備を導入した場合の手続き（概要）】



【ファイナンス・リースにより対象設備を導入した場合の手続き（詳細）】

<事前準備>

中小事業者等（リースユーザー）	リース会社
<p>■中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定申請等の準備をしてください。 （各地区の商工会議所、商工会、中小企業団体中央会等が申請のサポートをします。）</p>	<p>■リース事業協会の会員会社は、「様式第2-1 事前届出書（会員会社用）」（中小企業等経営強化法に基づく固定資産税特例措置の調査要領（「調査要領」）をあらかじめリース事業協会に届け出ます。</p> <p>届出書の送付先 〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル13階 公益社団法人リース事業協会 届出書受付担当宛</p>

①リース料の見積り依頼（中小事業者等⇒リース会社）

中小事業者等（リースユーザー）	リース会社
<p>■取引リース会社に対して、リース料の見積りを依頼します。「中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の特例措置の適用を希望する。」旨をお知らせください。</p>	<p>■取引中小事業者等の依頼により、「リース料見積書」、「様式第1 固定資産税軽減計算書」（調査要領）2通を作成します。 これらの書類は、「④固定資産税軽減計算書の調査・確認申請」の際に、リース事業協会に送付します。</p>

<様式第1 固定資産税軽減計算書の記載例：リース会社作成>

様式第1 固定資産税軽減計算書

平成28年7月10日

注：1件当たり2通作成してください。
①中小事業者等への交付用
②リース会社用

（設備利用者）(株) ●●●●
代表者 印

（リース会社）□□□リース(株)
代表者 印

固定資産税軽減計算書

地方税法附則第15条第46号の規定に基づき、リース契約期間中のうち当初3年度分の固定資産税が課税標準の1/2に軽減されますので、当該軽減分について、下記の通りリース料総額から控除し計算します。

記		
	固定資産税が軽減されたリース料総額	(参考) 固定資産税軽減前のリース料総額
リース料総額	11,585,900円	11,671,900円
うち物件金額	10,000,000円	10,000,000円
金利・保険料等	1,500,000円	1,500,000円
固定資産税	85,900円	171,900円

注：消費税等額を除いた額を記入してください。

導入設備の名称	○○業用設備
法定耐用年数	3年（リース期間3年）
取得（予定）年月	平成28年10月

*1 本証明書はリース契約が終了するまで保存してください。
*2 上記固定資産税の額は、以下の前提条件によって算出しています。
①物件価額はメーカーが発行した見積書に記載された金額を使用しています。
②固定資産税の額は、各自治体の税率にかかわらず、便宜的に地方税法第350条に定める標準税率（1.4%）に基づき計算しています。
③固定資産税はリース期間中の総額を表します。

上記内容の確認印 **リース事業協会が、軽減計算書の提出を受けた後、調査・確認し、確認印を押印します。**

注：計算書は、標準税率（1.4%）を使用して、固定資産税額を計算します。地方自治体によって税率が異なる場合、リース会社は、地方自治体の用いる税率によって納税します。

- 軽減計算書の作成日を記載してください。
- 「リース会社名」・「代表者名」を記名、原則として、「代表者印」を押印してください。
- 「物件金額」はメーカー（サプライヤー）の見積書に記載された金額を記載してください。
「固定資産税」は、リース事業協会が作成する「固定資産税計算シート」により算出した、軽減前・軽減後の数値を記載してください。
- 原則として、「耐用年数表」の「設備の種類」を記載してください。
- 「法定耐用年数」と（ ）内に「リース期間」を記載してください。
- 取得（予定）の年月（＝検収予定日）を記載してください。

② 証明書発行申請（中小事業者等⇒対象設備のメーカー）

③ 証明書送付（対象設備のメーカー⇒リース会社）

中小事業者等（リースユーザー）	リース会社
<p>■対象設備のメーカー（サプライヤー）に対して、「工業会証明書」の発行を申請してください。「工業会証明書」の送付先は、リース料の見積りを依頼した取引リース会社を指定してください。</p>	<p>■対象設備のメーカー（サプライヤー）から、リース会社宛に「工業会証明書」が届きます。</p> <p>■「工業会証明書」の原本は、「⑥リース料見積書・軽減計算書等交付」の際に、中小事業者等（リースユーザー）に渡します。</p> <p>■リース会社においても、「⑩固定資産税の申告・納付」の手続きの際に、「工業会証明書」の写しが必要となりますので、「工業会証明書」を複写して保管してください。</p> <p>※「工業会証明書」の発行は、2 か月程度かかる場合があります。</p>

④ 固定資産税軽減計算書の調査・確認申請（リース会社⇒リース事業協会）

⑤ 固定資産税軽減計算書の返送（リース事業協会⇒リース会社）

中小事業者等（リースユーザー）	リース会社
<div data-bbox="245 1809 782 2040" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>公益社団法人リース事業協会</p> <p>■「様式第 1 固定資産税軽減計算書」（調査要領）を調査し、確認印を押印してリース会社に返送します。</p> <p>■「リース料見積書」の写し等の添付書類は協会が保管します。</p> </div>	<p>■リース事業協会に対して、次の 3 点の書類を送付します。</p> <p><会員会社></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 「様式第 3-1 軽減計算書の調査・確認申請書」（調査要領） (2) 「様式第 1 固定資産税軽減計算書」（調査要領） ※ 1 件当たり 2 通（ユーザー用・リース会社用） (3) 「リース料見積書」の写しまたは「リース契約書」の写し <p><非会員会社></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 「様式第 3-2 軽減計算書の調査・確認申請書 + 添付書類」（調査要領） (2) 「様式第 1 固定資産税軽減計算書」（調査要領） ※ 1 件当たり 2 通（ユーザー用・リース会社用） (3) 「リース料見積書」の写し または 「リース契約書」の写し <p>※ 1 回の申請で複数取引の「固定資産税軽減計算書」の調査・確認の申請を行うことができます。この場合、書類の対応関係（上記の (2) (3)）が分かるように書類を送付（取引ごとにクリアファイルに分けて書類を入れる等）してください。</p> <div data-bbox="826 1693 1509 2101" style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 10px;"> <p>送付先 〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-2 富国生命ビル 13 階 公益社団法人リース事業協会 軽減計算調査担当 宛</p> <p style="background-color: yellow; padding: 5px;">書類は「配達記録郵便」等の記録が残る方法で送付してください。）</p> </div>

⑥リース料見積書・軽減計算書等交付（リース会社⇒中小事業者等）

中小事業者等（リースユーザー）	リース会社
<p>■リース会社から送付を受けた書類のうち、「様式第1 固定資産税軽減計算書」（調査要領）について、中小事業者等（リースユーザー）が、原則として、「代表者印」を押印し、1通は中小事業者等用（⑦経営力向上計画の認定申請時に原本を添付します）、1通はリース会社にお渡しください。</p>	<p>■中小事業者等（リースユーザー）に対して、次の3点の書類を送付します。</p> <p>(1) 「リース料見積書」または「リース契約書」 (2) 「様式第1 固定資産税軽減計算書」（調査要領）2通 (3) 「工業会証明書」（原本）</p> <p>注：「軽減計算書」は、左記のとおり、中小事業者等の「代表者印」が押印されたものを1通受け取ってください（⑩固定資産税の申告時に「軽減計算書」の写しが必要となります。）</p>

⑦経営力向上計画の認定申請（中小事業者等⇒主務大臣）

⑧計画認定（主務大臣⇒中小事業者等）

⑨認定書・申請書の写しの送付（中小事業者等⇒リース会社）

中小事業者等（リースユーザー）	リース会社
<p>■認定申請書に必要書類を添えて、事業を所管する主務大臣宛に申請をします。 （例：製造業の場合は、各地方の経済産業局が申請の窓口となります。）</p> <p>■ファイナンス・リースで設備を導入する場合は、以下の書類を添付します。</p> <p>(1) 「リース料見積書」の写しまたは「リース契約書」の写し (2) 「様式第1 固定資産税軽減計算書（調査要領）」（原本） (3) 「工業会証明書」（原本）</p> <p>■事業を所管する主務大臣が「認定書」を交付します。標準処理期間は申請から認定まで30日とされています。</p> <p>■「認定書・申請書」の写しをリース会社に送付してください。</p>	<p>■中小事業者等（リースユーザー）から送付を受けた「認定書・申請書」の写しを受け取ります。（⑩固定資産税の申告時に「認定書・申請書」の写しが必要となります。）</p>

⑩固定資産税の申告・納付（リース会社⇒地方自治体）

中小事業者等（リースユーザー）	リース会社
	<p>■リース物件の設置場所の地方自治体に対し、「固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用申請書（届出書）」に以下の書類を添えて、固定資産の申告をします。</p> <p>(1) 「リース契約書」の写し (2) 「様式第1 固定資産税軽減計算書（調査要領）」の写し (3) 「工業会証明書」の写し (4) 「認定書・申請書」の写し</p> <p>※上記の(1)～(4)の書類は、初年度の申告の際に添付し、2年度以降の申告の際には、添付不要となります。</p>

中小企業等経営強化法に基づく固定資産税特例措置の調査要領

平成 28 年 6 月 27 日
公益社団法人リース事業協会

1. 目的

中小企業等経営強化法に基づく固定資産税特例措置の調査要領（以下、「調査要領」という。）は、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 14 条第 2 項の認定経営力強化計画に基づき、ユーザーがファイナンス・リースで導入した機械及び装置について、地方税法附則第 15 条第 46 項に定める固定資産税特例措置の適用を受けるために必要な固定資産税軽減計算書の調査及び確認に必要な事項を定めることにより、リース会社における適正な固定資産税の納付の推進及び公正かつ自由な経済活動促進のための税制の確立に寄与することを目的とする。

2. 定義

この調査要領で用いる用語の定義は以下のとおりとする。

(1) ファイナンス・リース

法人税法第 64 条の 2 第 3 項に定めるリース取引のことをいう。

(2) 対象設備

中小企業等経営強化法第 14 条第 2 項の認定経営力向上計画に記載された経営力向上設備等で地方税法附則第 15 条第 46 項の適用を受けることができる機械及び装置のことをいう。

(3) 会員会社

ファイナンス・リースにより対象設備をユーザーに対して賃貸する事業者（賃貸を予定している事業者を含む。以下同じ。）であり、当協会の正会員又は賛助会員である者をいう。

(4) 非会員会社

ファイナンス・リースにより対象設備をユーザーに対して賃貸する事業者であり、当協会の正会員又は賛助会員でない者をいう。

(5) ユーザー

地方税法附則第 15 条第 46 項に定める中小事業者等に該当する事業者であり、会員会社又は非会員会社からファイナンス・リースにより対象設備を賃借する事業者（賃借を予定している事業者を含む。以下同じ。）のことをいう。

(6) 固定資産税軽減計算書

地方税法附則第 15 条第 46 項の規定により固定資産税が軽減される旨及びリース料総額等が記載された書面（様式第 1）のことをいう。

(7) 軽減計算書の調査及び確認

固定資産税軽減計算書（以下、「軽減計算書」という。）の記載内容について、当協会が調査及び確認することをいう。

3. 事前届出

軽減計算書の調査及び確認を希望する会員会社は、軽減計算書を発行する前までに、当協会に対し、届出書（様式第 2）により必要な事項等を届け出るものとし、当該届出に変更が生じた場合は、速やかに変更届出書（様式第 2-2）を当協会に届け出るものとする。

4. 軽減計算書の調査及び確認

(1) 会員会社

上記 3. により届出を行った会員会社は、ユーザーに軽減計算書を発行する場合、あらかじめ当協会に対し、軽減計算書 2 通にリース料見積書の写し又はリース契約書の写し、軽減計算書の調査及び確認申請書（様式第 3-1）を添えて、当該軽減計算書の内容の調査及び確認を求めなければならない。

当協会は、当該軽減計算書の内容を調査及び確認した後、当該軽減計算書に確認番号を記載するとともに確認印を押印し、会員会社に対して当該軽減計算書を返送するとともに、リース料見積書の写し又はリース契約書の写しを保管する。

軽減計算書の調査及び確認スケジュールは、概ね以下により行うこととする。

軽減計算書等の受領日	軽減計算書等の返送日
毎月 10 日（休日の場合はその日の前の平日）までの受領分	確認後、当月 20 日頃までに返送
毎月 20 日（休日の場合はその日の前の平日）までの受領分	確認後、当月 30 日頃までに返送
毎月 30 日（休日の場合はその日の前の平日）までの受領分	確認後、翌月 10 日頃までに返送

（2）非会員会社

軽減計算書の調査及び確認を希望する非会員会社は、ユーザーに軽減計算書を発行する場合、あらかじめ当協会に対し、軽減計算書 2 通にリース料見積書の写し又はリース契約書の写し、軽減計算書の調査及び確認申請書（様式第 3-2）及び以下の①から⑦までの書類（以下、「申請書添付書類」という。）を添えて、当該軽減計算書の内容の調査及び確認を求めなければならない。

ただし、当該非会員会社が会員会社の子会社の場合又は 2 回目以降の申請の場合は、一部書類の添付を省略することができる。

<申請書添付書類>

①定款	②登記事項証明書（全部事項証明かつ履歴事項証明）	③過去 3 期分の計算書類及び事業報告書
④全役員の略歴書	⑤固定資産税納税証明書	⑥リース契約書及び注文書・注文請書の様式
⑦その他当協会が必要と認める書類		

当協会は、当該軽減計算書の内容を調査及び確認した後、当該軽減計算書に確認番号を記載するとともに確認印を押印し、当該非会員会社に対して当該軽減計算書を返送するとともに、リース料見積書の写し又はリース契約書の写し、申請書添付書類を保管する。

ただし、当該非会員会社について、リース事業及び固定資産税の申告・納付が適正に行われていない等の事由が認められる場合は、当該非会員会社の軽減計算書の調査及び確認を拒むことができる。この場合において、手数料の返金は行わないものとする。

軽減計算書の調査及び確認スケジュールは、概ね以下により行うこととする。

軽減計算書等の受領日	軽減計算書等の返送日
毎月 10 日（休日の場合はその日の前の平日）までの受領分	当月 20 日頃までに手数料の請求書を送付、当該手数料の入金確認後、15 日以内に返送
毎月 20 日（休日の場合はその日の前の平日）までの受領分	当月 30 日頃までに手数料の請求書を送付、当該手数料の入金確認後、15 日以内に返送
毎月 30 日（休日の場合はその日の前の平日）までの受領分	翌月 10 日頃までに手数料の請求書を送付、当該手数料の入金確認後、15 日以内に返送

5. 軽減計算書の再提出

当協会は、軽減計算書の内容に不備があると認めた場合は、当該軽減計算書を作成した会員会社又は非会員会社（以下、「会員会社等」という。）に対し、当該軽減計算書の再提出を求めることができる。

この場合、当該会員会社等は、当協会に対し、当該軽減計算書を補正して再提出しなければならない。

6. 手数料

会員会社等は、以下の手数料を当協会に支払うものとする。

種別	軽減計算書1件(2通)当たりの手数料(消費税等額含む)	支払時期
正会員	500円	4月から9月までの調査及び確認分：11月末日まで
賛助会員	1,000円	10月から翌年3月までの調査及び確認分：5月末日まで
非会員	4,000円	調査及び確認の申請ごと

7. 虚偽記載の禁止

会員会社等は、軽減計算書に虚偽の記載をしてはならない。

軽減計算書に虚偽の記載があることが判明した場合、当協会は当該軽減計算書の確認を取り消すとともに、当該軽減計算書を発行した会員会社等からの軽減計算書の調査及び確認の申請を拒むことができる。

また、確認を取り消した軽減計算書に係る手数料の返金を行わないものとする。

8. その他

(1) 調査研究の実施

当協会は、会員会社等から提出を受けた軽減計算書及びリース料見積書の写し等の添付書類に基づき、公正かつ自由な経済活動の促進の税制の確立のために調査研究を行い、その結果を公表する。

当協会は、この調査研究に際して、計数的に分析を行うこととし、個別取引は公表しないものとする。

会員会社等は、当協会に提出する軽減計算書及びリース料見積書の写し等の添付書類について、当協会の調査研究に用いることを予め承諾するものとする。

(2) 機密保持

軽減計算書の調査及び確認の事務に携わる事務局職員は、官公署からの照会があった場合を除き、その事務によって知り得た情報を第三者に提供してはならない。

(3) 確認記録の保存・廃棄

当協会は、上記4.により軽減計算書を調査及び確認した場合は、軽減計算書調査及び確認記録簿(様式第4)にその旨を記録するとともに、当該軽減計算書の写し等の書類を添えて、調査及び確認日から10年間保存し、保存期間を経過した書類について、適正かつ確実に廃棄しなければならない。

(4) 調査要領の改正

調査要領を改正する場合は、会計税制委員会で審議する。

以上

注：1 件当たり 2 通作成
ユーザー用・リース会社用

様式第 1 固定資産税軽減計算書

平成 年 月 日

(設備利用者) (株) ●●●
代表者 印

(リース会社) □□□リース (株)
代表者 印

固定資産税軽減計算書

地方税法附則第 15 条第 46 項の規定に基づき、リース契約期間中のうち当初 3 年度分の固定資産税が課税標準の 1/2 に軽減されますので、当該軽減分について、下記の通りリース料総額から控除し計算します。

記

	固定資産税が軽減された リース料総額	(参考) 固定資産税軽減前の リース料総額
リース料総額	11,585,900 円	11,671,900 円
うち物件金額	10,000,000 円	10,000,000 円
金利・保険料等	1,500,000 円	1,500,000 円
固定資産税	85,900 円	171,900 円

導入設備の名称	〇〇設備
法定耐用年数	3 年 (3 年リース)
取得 (予定) 年月	平成〇〇年〇月

- * 1 本証明書はリース契約が終了するまで保存してください。
- * 2 上記固定資産税の額は、以下の前提条件によって算出しています。
 - ① 物件価額はメーカーが発行した見積書に記載された金額を使用しています。
 - ② 固定資産税の額は、各自治体の税率にかかわらず、便宜的に地方税法第 350 条に定める標準税率 (1.4%) に基づき計算しています。
 - ③ 固定資産税はリース期間中の総額を表します。

上記内容の確認印

様式第 2-1 事前届出書（会員会社用）

平成 年 月 日

公益社団法人リース事業協会 御中

会員名 _____
(会員コード _____)

代表者氏名 _____ 印

事前届出書

当社は、地方税法附則第 15 条第 46 項による固定資産税特例措置の適用を受けるに際し、ユーザーに提示するリース料について、特例措置による固定資産税軽減分を適正に反映するとともに、中小企業等経営強化法に基づく固定資産税特例措置の調査要領を遵守して固定資産税軽減計算書を発行します。

併せまして、固定資産税軽減計算書に関する責任者を下記のとおり届け出ます。

記

〈責任者〉

氏名	所属・役職
電話番号	電子メールアドレス
住所（本社住所と異なる場合のみ記載）	

※上記責任者に対し、当協会事務局から固定資産税軽減計算書の内容の照会等を行うとともに、確認後の軽減計算書等の関係書類を送付する。

以上

様式第 2-2 変更届出書 (会員会社用)

平成 年 月 日

公益社団法人リース事業協会 御中

会員名 _____
(会員コード _____)

変更届出書

固定資産税軽減計算書に関する責任者を下記のとおり変更しましたので届け出ます。

記

〈変更後の責任者〉

氏名	所属・役職
電話番号	電子メールアドレス
住所 (本社住所と異なる場合のみ記載)	

以上

様式第 3-1 軽減計算書の調査及び確認申請書（会員会社用）

平成 年 月 日

公益社団法人リース事業協会 御中

会員名 _____
(会員コード _____)

軽減計算書の調査及び確認申請書

下記のとおり軽減計算書を作成しましたので、調査及び確認くださいますようお願い致します。

記

作成件数	件
------	---

〈確認項目〉 * 軽減計算書を協会宛に送付する前に、以下の項目を必ず確認してください。

項目	確認欄
1. 本申請書に添付する書類に記載漏れ又は不足がないか。 〈添付書類〉 ①軽減計算書 1件当たり2通（ユーザー用・リース会社用） ②リース料見積書の写し又はリース契約書の写し	
2. 軽減計算書の固定資産税額は、固定資産税計算シート*により算出した。 * 固定資産税計算シートは当協会が作成、標準税率（1.4%）に基づき、軽減前の固定資産税額と軽減後の固定資産税額を算出できるエクセルファイルを表す。	
3. 軽減計算書の対象設備は、以下の要件にすべて合致している。 ①日本国内に設置され、ユーザー（予定者含む）が中小企業経営強化法の認定経営力向上計画に基づき導入する機械及び装置である。 ②事業の用に供されたことのないもの（新品）である。 ③1台又は1基当たりの取得金額が160万円以上（消費税抜）である。 ④導入する機械及び装置は、販売開始から10年以内かつ旧モデル比で生産性が1%以上向上するものである。	

※確認後、確認欄に○印を付してください。

〈責任者氏名〉

氏名	所属・役職
電話番号	電子メールアドレス

様式第 3-2 軽減計算書の調査及び確認申請書（非会員会社用）

平成 年 月 日

公益社団法人リース事業協会 御中

会社名 _____

(法人番号 _____)

代表者氏名 _____ 印

軽減計算書の調査及び確認申請書

当社は、地方税法附則第 15 条第 46 項による固定資産税特例措置の適用を受けるに際し、ユーザーに提示するリース料について、特例措置による固定資産税軽減分を適正に反映することを誓約するとともに、貴協会の中小企業等経営強化法に基づく固定資産税特例措置の調査要領を遵守して固定資産税軽減計算書を発行しますので、調査及び確認くださいますようお願い致します。

軽減計算書の調査及び確認を受けるに際して、貴協会に対し、別紙及び添付書類により当社の概況をお届けするとともに、当社及びすべての役員並びに主要株主が下記の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

記

〈反社会的勢力の定義〉

- | |
|---|
| <p>◆暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」と総称する。）及び次の各号のいずれかに該当する者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。 2. 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。 3. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用してしていると認められる関係を有すること。 4. 暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。 5. その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。 |
|---|

〈軽減計算書の作成件数等〉

作成件数	件
------	---

〈確認項目〉 * 軽減計算書を協会宛に送付する前に、以下の項目を必ず確認してください。

項目	確認欄
1. 本申請書に添付する書類に記載漏れ又は不足がないか。 〈添付書類〉 ①軽減計算書 1件当たり2通（ユーザー用・リース会社用） ②リース料見積書の写し 又は リース契約書の写し	
2. 軽減計算書の固定資産税額は、固定資産税計算シート*により算出した。 * 固定資産税計算シートは当協会が作成、標準税率（1.4%）に基づき、軽減前の固定資産税額と軽減後の固定資産税額を算出できるエクセルファイルを表す。	
3. 軽減計算書の対象設備は、以下の要件にすべて合致している。 ①日本国内に設置され、ユーザー（予定者含む）が中小企業経営強化法の認定経営力向上計画に基づき導入する機械及び装置である。 ②事業の用に供されたことのないもの（新品）である。 ③1台又は1基当たりの取得金額が160万円以上（消費税抜）である。 ④導入する機械及び装置は、販売開始から10年以内かつ旧モデル比で生産性が1%以上向上するものである。	

※確認後、確認欄に○印を付してください。

〈担当者氏名〉

氏名	所属・役職
電話番号	電子メールアドレス

※上記担当者に対し、当協会事務局から固定資産税軽減計算書の内容の照会等を行うとともに、調査及び確認後の軽減計算書等の関係書類を送付する。

申請者の概要

年 月 日作成

会社名				
住 所 (本社・本部の所在地)	〒 ー		TEL.	ー ー
			FAX.	ー ー
関係書類の送付先が 本社住所と異なる場 合のみ記載	(関係書類送付先住所)			
設立年月日及び リース事業の開始年 月日	設立年月日	年 月 日	リース事業の 開始年月日※1	年 月 日
従 業 員 数	人 (うちリース事業部門 人)			
資本金・株式数※2	資本金	百万円	発行済株式数	千株
主要株主				
最近3年間の リース事業実績※4	()年度 (/ ~ /)	()年度 (/ ~ /)	()年度 (/ ~ /)	
リース料収入	百万円	百万円	百万円	
リース取扱高	百万円	百万円	百万円	
リース債権残高	百万円	百万円	百万円	
リース投資資産残高	百万円	百万円	百万円	
賃貸資産残高	百万円	百万円	百万円	
主要資金調達先 (上位3金融機関等)				
償却資産に係る固定 資産税の納税先 (上位3自治体)				

〈添付書類〉

- ①定款
- ②登記事項証明書（全部事項証明かつ履歴事項証明）
- ③過去3期分の計算書類及び事業報告書
- ④すべての役員の略歴書
- ⑤固定資産税納税証明書
- ⑥リース契約書及び注文書・注文請書の様式
- ⑦その他当協会が必要と認める書類

様式第4 軽減計算書の調査及び確認記録簿

確認番号	調査及び 確認日	リース会社名	ユーザー名	導入設備名	固定資産税額		備考
					軽減後	軽減前	

* 確認番号は「西暦・確認日の属する月・番号」の10桁の数値を付す。

固定資産税特例措置のQ & A

<平成 28 年 8 月 19 日現在>

■本Q & Aは、中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の特例措置に関する質問と回答を取りまとめたものである。回答については、関係省庁の確認を得ている。

【対象企業】

No.	質問	回答				
1	固定資産税の特例措置の適用を受けたリースユーザーが増資により大企業（資本金1億円超）となった場合、固定資産税の特例措置の適用関係を教えていただきたい。	<p>■賦課期日（1月1日）時点で、リースユーザーが大企業となっている場合、リース会社は、当該賦課期日に係る年度分以降において、固定資産税の特例措置の適用を受けることができません。</p> <p>（例）</p> <p>経営力向上計画の認定 ▼増資</p> <table border="1"> <tr> <td>平成 29 年度分固定資産税 ⇒特例措置適用</td> <td>平成 30 年度分固定資産税 ⇒特例措置不可</td> </tr> <tr> <td>H29 年 1/1</td> <td>H30 年 1/1</td> </tr> </table>	平成 29 年度分固定資産税 ⇒特例措置適用	平成 30 年度分固定資産税 ⇒ 特例措置不可	H29 年 1/1	H30 年 1/1
平成 29 年度分固定資産税 ⇒特例措置適用	平成 30 年度分固定資産税 ⇒ 特例措置不可					
H29 年 1/1	H30 年 1/1					
2	固定資産税の特例措置の適用を受けたリースユーザーが倒産した場合、固定資産税の特例措置の適用関係を教えていただきたい。	<p>■経営力向上計画に係る事業が行われない場合は、主務大臣は認定を取り消すことができます（中小企業等経営強化法第14条第2項）。</p> <p>■賦課期日（1月1日）時点で、リースユーザーが倒産により認定が取り消されている場合、リース会社は、当該賦課期日に係る年度分以降において、固定資産税の特例措置の適用を受けることができません。</p> <p>（例）</p> <p>経営力向上計画の認定 ×認定取消し</p> <table border="1"> <tr> <td>平成 29 年度分固定資産税 ⇒特例措置適用</td> <td>平成 30 年度分固定資産税 ⇒特例措置不可</td> </tr> <tr> <td>H29 年 1/1</td> <td>H30 年 1/1</td> </tr> </table>	平成 29 年度分固定資産税 ⇒特例措置適用	平成 30 年度分固定資産税 ⇒ 特例措置不可	H29 年 1/1	H30 年 1/1
平成 29 年度分固定資産税 ⇒特例措置適用	平成 30 年度分固定資産税 ⇒ 特例措置不可					
H29 年 1/1	H30 年 1/1					
3	農協等の協同組合は、固定資産税の特例措置が適用できるのか教えていただきたい。 （平成 28 年 8 月回答一部修正）	<p>■固定資産税の特例措置は、経営力向上計画に基づいて取得した設備が対象であり、農業協同組合は中小企業等経営強化法第二条第二項に規定する「中小企業等」の範囲に含まれていないため、経営力向上計画の認定をうけることができません。そのため、農業協同組合は本特例措置の適用を受けることができません。</p>				

【適用期間】

No.	質問	回答
4	所有権移転外ファイナンス・リースで導入した設備の適用期間は、検収日（リース会社としての取得日）により判定してよいか。	<p>■検収日（リース開始日）で判定します。</p>
5	3年度分とは、検収日を初年度とし、検収日から12月末日（翌年1月1日時点での課税標準をベースとした固定資産税）を初年度分、翌年1月1日から12月末日までを次年度分、翌々年1月1日から12月末日までが翌々年度分との認識でよいか。	<p>■左記の認識のとおりです。</p>

	(例：平成 31 年 3 月 31 日に検収した場合は、平成 32 年度分から平成 34 年度分までの固定資産税まで減税されると認識でよいか。)																									
6	リース契約とリース物件の検収をした後に、経営力強化計画の認定を受けた場合は特例措置が適用できるのか教えていただきたい。	<p>■特例措置の適用を受けることができますが、平成 28 年 7 月 1 日以降に経営力強化計画を開始し、かつ、検収後 60 日以内に経営力向上計画の認定申請を行う必要があります。</p>																								
7	上記の 6 の場合、例えば、平成 28 年 12 月中に検収をしたが、申告期限後に認定を受けた場合（平成 29 年 2 月に経営力強化計画の認定を受けた場合）の特例措置の適用関係を教えていただきたい。 (平成 28 年 8 月回答追加)	<p>■平成 29 年 1 月 1 日の賦課期日において、経営力強化法の認定を受けていないため、当該賦課期日に係る年度分の固定資産税は特例措置の適用を受けることができません。</p> <p>■この場合、平成 30 年 1 月 1 日の賦課期日に係る年度分以降において、固定資産税の特例措置の適用を受けられますが、特例措置の適用は 2 年度分となりますので留意してください。</p> <p>検収 認定</p> <table border="1"> <tr> <td>▽</td> <td></td> <td>▼</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>特例なし</td> <td>特例措置</td> <td>特例措置</td> <td>特例なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H29 年</td> <td>H30 年</td> <td>H31 年</td> <td>H32 年</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1/1</td> <td>1/1</td> <td>1/1</td> <td>1/1</td> <td></td> </tr> </table>	▽		▼						特例なし	特例措置	特例措置	特例なし		H29 年	H30 年	H31 年	H32 年			1/1	1/1	1/1	1/1	
▽		▼																								
		特例なし	特例措置	特例措置	特例なし																					
	H29 年	H30 年	H31 年	H32 年																						
	1/1	1/1	1/1	1/1																						

【対象取引】

No.	質問	回答
8	以下の取引について、固定資産税の特例措置の適用を受けられるか教えていただきたい。 ①所有権移転ファイナンス・リース取引 ②オペレーティング・リース取引 ③割賦販売取引 (平成 28 年 8 月回答一部修正)	<p>■以下のとおりとなります。</p> <p>①所有権移転ファイナンス・リース取引 ユーザーが固定資産税を申告・納付する場合は、ユーザーに特例措置が適用され、リース会社が固定資産税を申告・納付する場合は、リース会社に特例措置が適用されます。</p> <p>②オペレーティング・リース取引 中小企業者であるリース会社が自身の事業の用に供する設備を取得する場合には、リース会社に特例措置が適用されます。</p> <p>③割賦販売取引 買主に特例措置が適用されます。</p>

【対象設備】

No.	質問	回答
9	取得価額要件（1 台・1 基 160 万円以上）について、所有権移転外ファイナンス・リースで導入した対象設備は、物件金額で判断するのか、リース料総額で判断するのか教えていただきたい。	■物件金額で判断します。
10	取得価額に、対象設備の設置工事費等も取得価額に含めてよいか。	■通常の取得に要する費用は含めても差し支えありません。
11	対象設備の種類、物件金額（増減額）に変更等が生じた場合の取扱いについて、以下のケースごとに教えていただきたい。 ①経営力強化計画の認定申請前 ②経営力強化計画の認定申請中 ③経営力強化計画の認定後 (平成 28 年 8 月回答追加)	<p>■以下により、取り扱います。</p> <p>①経営力強化計画の認定申請前 ・ユーザーが経済産業局等に提出する認定申請書に、設備の種類（名称・単価・数量・金額）を記載する必要がありますので、認定申請書に変更等が生じた後の設備の種類を記載してください。</p> <p>②経営力強化計画の認定申請中 ・認定申請書の修正等の必要性等について、経済産業局</p>

		<p>等にご相談ください。</p> <p>③経営力強化計画の認定後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、認定を受けた経営力強化計画の変更申請が必要となります。 ・なお、軽微な変更の場合は、変更申請は不要です。 															
12	<p>対象設備について、補助金を受けている場合も、特例措置の適用を受けられるのか教えていただきたい。適用を受けられる場合に、取得価額はどのように判断するのか教えていただきたい。</p> <p>(平成 28 年 8 月回答追加)</p>	<p>■固定資産税特例措置と補助金制度は併用することができませんが、固定資産税は、補助金の額を減額しない「取得価額」に基づき課税標準額により算出されます。</p> <p>■固定資産税特例措置の適用を受ける際の留意事項は以下のとおりとなります。</p> <p>①軽減計算書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下を参考として作成してください。 <p>設例：①金利保険料等 1,500,000 円 ②補助金交付額 5,000,000 円 の場合 ①－②＝▲3,500,000 円を「金利保険料等」欄に表示する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>固定資産税が軽減されたリース料総額</th> <th>(参考)固定資産税軽減前のリース料総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リース料総額</td> <td>6,585,900 円</td> <td>6,671,900 円</td> </tr> <tr> <td>うち物件金額</td> <td>10,000,000 円</td> <td>10,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>金利・保険料等</td> <td>▲3,500,000 円</td> <td>▲3,500,000 円</td> </tr> <tr> <td>固定資産税</td> <td>85,900 円</td> <td>171,900 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>*本リース取引は××補助金(注：補助金の制度名記載)の交付を受ける予定のため、固定資産税軽減計算書の作成上、当該補助金部分を金利・保険料等の金額で調整しています。</p> <p>↑ 軽減計算書に*部分の記載を追加してください。</p> <p>②固定資産税の申告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース会社は、補助金の額を減額しない額、すなわち「取得価額」により、固定資産を申告します。 <p>(注)特約等が付されたファイナンス・リース取引に該当する取引(購入選択権付リース等)に係る軽減計算書についても、上記を参考として作成してください。</p>		固定資産税が軽減されたリース料総額	(参考)固定資産税軽減前のリース料総額	リース料総額	6,585,900 円	6,671,900 円	うち物件金額	10,000,000 円	10,000,000 円	金利・保険料等	▲3,500,000 円	▲3,500,000 円	固定資産税	85,900 円	171,900 円
	固定資産税が軽減されたリース料総額	(参考)固定資産税軽減前のリース料総額															
リース料総額	6,585,900 円	6,671,900 円															
うち物件金額	10,000,000 円	10,000,000 円															
金利・保険料等	▲3,500,000 円	▲3,500,000 円															
固定資産税	85,900 円	171,900 円															
13	<p>対象設備にソフトウェアが含まれている場合、ソフトウェア費用の取扱いを教えていただきたい。また、軽減計算書を提出する上での注意点や追加書類等は必要となるか教えていただきたい。</p> <p>(平成 28 年 8 月回答追加)</p>	<p>■ソフトウェアは、固定資産税の課税客体ではありませんので、一つのリース契約に「機械・装置(対象設備)」と「ソフトウェア」が含まれている場合は、以下を参考として軽減計算書を作成してください。</p> <p>設例：①機械装置 10,000,000 円 ②ソフトウェア 10,000,000 円 の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>固定資産税が軽減されたリース料総額</th> <th>(参考)固定資産税軽減前のリース料総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リース料総額</td> <td>23,085,900 円 (11,585,900 円)</td> <td>23,171,900 円 (11,671,900 円)</td> </tr> <tr> <td>うち物件金額</td> <td>20,000,000 円 (10,000,000 円)</td> <td>20,000,000 円 (10,000,000 円)</td> </tr> <tr> <td>金利・保険料等</td> <td>3,000,000 円 (1,500,000 円)</td> <td>3,000,000 円 (1,500,000 円)</td> </tr> <tr> <td>固定資産税</td> <td>85,900 円 (85,900 円)</td> <td>171,900 円 (171,900 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*本リース取引にはソフトウェアが含まれており、()内は固定資産税特例措置の対象となる機械及び装置に係る金額を表します。</p> <p>↑ 軽減計算書に*部分の記載を追加してください。</p>		固定資産税が軽減されたリース料総額	(参考)固定資産税軽減前のリース料総額	リース料総額	23,085,900 円 (11,585,900 円)	23,171,900 円 (11,671,900 円)	うち物件金額	20,000,000 円 (10,000,000 円)	20,000,000 円 (10,000,000 円)	金利・保険料等	3,000,000 円 (1,500,000 円)	3,000,000 円 (1,500,000 円)	固定資産税	85,900 円 (85,900 円)	171,900 円 (171,900 円)
	固定資産税が軽減されたリース料総額	(参考)固定資産税軽減前のリース料総額															
リース料総額	23,085,900 円 (11,585,900 円)	23,171,900 円 (11,671,900 円)															
うち物件金額	20,000,000 円 (10,000,000 円)	20,000,000 円 (10,000,000 円)															
金利・保険料等	3,000,000 円 (1,500,000 円)	3,000,000 円 (1,500,000 円)															
固定資産税	85,900 円 (85,900 円)	171,900 円 (171,900 円)															
14	<p>工業会の証明書とは、どのようなものか教えていただきたい。</p> <p>(平成 28 年 8 月回答追加)</p>	<p>■中小企業庁のホームページ http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/ に工業会の証明書の見本が掲載されていますので、それを参照してください。</p>															
15	<p>工業会の証明書が発行されたもの</p>	<p>■要件に合致しないことはないと考えられますが、最終的に</p>															

<p>の、対象設備の要件に合致しない場合があるのか。 (平成 28 年 8 月回答追加)</p>	<p>は課税当局である市町村の判断によります。</p>
--	-----------------------------

【軽減計算書】

No.	質問	回答						
16	<p>軽減計算書に記載された取得(予定)年月と検収年月に相違があった場合に、軽減計算書を再発行する必要があるのか。 (平成 28 年 8 月回答追加)</p>	<p>■軽減計算書を再発行する必要はありません。</p>						
17	<p>軽減計算書に記載された軽減後の固定資産税額と実際に地方自治体に納税する固定資産税額に相違が生じる場合がある。この場合、軽減計算書を再発行する必要があるのか。 (平成 28 年 8 月回答追加)</p>	<p>■軽減計算書を再発行する必要はありません。 リース会社は、地方自治体が算出した税額に基づき、固定資産税を納税します。</p>						
18	<p>対象設備の種類、物件金額に変更(増減額)等が生じた場合の取扱いについて、以下のケースごとに教えていただきたい。 ①経営力強化計画の認定申請前 ②経営力強化計画の認定申請中 ③経営力強化計画の認定後 (平成 28 年 8 月回答追加)</p>	<p>■以下により、取り扱います(Q11 参照)。 ①経営力強化計画の認定申請前 ・原則として、軽減計算書・リース料見積書の再発行が必要となります。 ②経営力強化計画の認定申請中 ・経済産業局等にご相談ください。 ③経営力強化計画の認定後 ・原則として、経営力強化計画の変更申請が必要となるため、それに添える軽減計算書・リース料見積書を再発行する必要があります。 ・なお、軽微な変更の場合は、経営力強化計画の変更申請は不要です。</p>						
19	<p>一つのリース契約で複数物件のリースをする場合、軽減計算書はどのように記載すればよいか教えていただきたい。 ①複数物件のすべてが対象設備の場合 ②対象設備以外の設備が含まれている場合 (平成 28 年 8 月回答追加)</p>	<p>■以下により、軽減計算書を作成してください。 ①複数物件すべてが対象設備の場合 ・軽減計算書は一括して作成してください。物件ごとに軽減計算書を作成する必要はありません。 ・複数物件の法定耐用年数が異なる場合も、軽減計算書を一括して作成して差支えありません。 ・「固定資産税計算シート」で固定資産税額を算出する際は、個々の物件について、その法定耐用年数により算出してください。 ※1 当協会宛に軽減計算書を送付する際に、上記算出に用いた「固定資産税計算シート」を印字して添付してください。 ※2 地方自治体に固定資産を申告する際は、対象設備の法定耐用年数ごとに申告する必要があります。 ・軽減計算書の法定耐用年数欄に以下の記載をしてください。</p> <table border="1" data-bbox="719 1825 1442 1924"> <tr> <td>導入設備の名称</td> <td>〇〇業用設備</td> </tr> <tr> <td>法定耐用年数</td> <td>3年、5年 (リース期間5年)</td> </tr> <tr> <td>取得(予定)年月</td> <td>平成28年10月</td> </tr> </table> <p>②対象設備以外の設備が含まれている場合 ・以下を参考として軽減計算書を作成してください。 設例：①機械及び装置(特例措置対象) 10,000,000円</p>	導入設備の名称	〇〇業用設備	法定耐用年数	3年、5年 (リース期間5年)	取得(予定)年月	平成28年10月
導入設備の名称	〇〇業用設備							
法定耐用年数	3年、5年 (リース期間5年)							
取得(予定)年月	平成28年10月							

		<p align="center">②機械及び装置（特例措置対象外）10,000,000円 の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>固定資産税が軽減されたリース料総額</th> <th>(参考) 固定資産税軽減前のリース料総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リース料総額</td> <td align="center">23,257,800円 (11,585,900円)</td> <td align="center">23,343,800円 (11,671,900円)</td> </tr> <tr> <td>うち物件金額</td> <td align="center">20,000,000円 (10,000,000円)</td> <td align="center">20,000,000円 (10,000,000円)</td> </tr> <tr> <td>金利・保険料等</td> <td align="center">3,000,000円 (1,500,000円)</td> <td align="center">3,000,000円 (1,500,000円)</td> </tr> <tr> <td>固定資産税</td> <td align="center">257,800円 (85,900円)</td> <td align="center">343,800円 (171,900円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>* () 内は固定資産税特例措置の対象となる機械及び装置に係る金額を表します。</p> <p>↑ 軽減計算書に*部分の記載を追加してください。</p>		固定資産税が軽減されたリース料総額	(参考) 固定資産税軽減前のリース料総額	リース料総額	23,257,800円 (11,585,900円)	23,343,800円 (11,671,900円)	うち物件金額	20,000,000円 (10,000,000円)	20,000,000円 (10,000,000円)	金利・保険料等	3,000,000円 (1,500,000円)	3,000,000円 (1,500,000円)	固定資産税	257,800円 (85,900円)	343,800円 (171,900円)
	固定資産税が軽減されたリース料総額	(参考) 固定資産税軽減前のリース料総額															
リース料総額	23,257,800円 (11,585,900円)	23,343,800円 (11,671,900円)															
うち物件金額	20,000,000円 (10,000,000円)	20,000,000円 (10,000,000円)															
金利・保険料等	3,000,000円 (1,500,000円)	3,000,000円 (1,500,000円)															
固定資産税	257,800円 (85,900円)	343,800円 (171,900円)															
20	リース料の見積金額の変更等により、軽減計算書の発行を再依頼する場合、手数料は生じるのか。 (平成28年8月回答追加)	■確認の都度、手数料が発生します。															
21	「軽減計算書の調査及び確認申請書」の3. ④「導入する機械及び装置は、販売開始から10年以内かつ旧モデル比で生産性が1%以上向上するものである。」の確認をどのように行えばよいか。	■工業会証明書により確認します。															
22	リース料見積書またはリース契約書に記載する物件名について、「〇〇一式」と表記してよいか。 (平成28年8月回答追加)	■「〇〇一式」が固定資産税特例措置の対象設備であり、その単位で工業会の証明書も発行されれば差支えありません。															
23	リース料見積書の写しまたはリース契約書の写しに、物件明細書を添付する必要があるか。 (平成28年8月回答追加)	■軽減計算書の確認時に、物件明細書を添付する必要はありません。															

【申告・納税】

No.	質問	回答
24	地方自治体に対して、固定資産の申告をする際に、どのような手続きが必要か教えていただきたい。	<p>■「固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用申請書（届出書）」に以下の書類を添えて、固定資産の申告をします。</p> <p>(1) 「リース契約書の写し」 (2) 「様式第1 固定資産税軽減計算書（調査要領）」の写し (3) 「工業会証明書」の写し (4) 「認定書」の写し</p> <p>※上記の(1)～(4)の書類は、初年度の申告の際にのみ添付し、2年度以降の申告の際には、添付不要となります。</p>
25	軽減計算書に記載された軽減後の固定資産税額と実際に地方自治体に納税する固定資産税額に相違が生じる場合がある。この場合の納税額を教えてください。	■軽減計算書は標準税率（1.4%）を用いて算定しており、リース会社は地方自治体の課税決定に従い納税します。

【その他】

No.	質問	回答
26	固定資産税の特例措置と国税の投資減税（生産性向上設備投資促進税制、中小企業投資促進税制等）を併用す	■固定資産税の特例措置と国税の投資減税制度は併用できません。

固定資産税計算シート (平成28年7月1日版)

① 物件取得価額	¥10,000,000	← 消費税等額を除いた金額を入力してください。
② 法定耐用年数	3 年	← 法定耐用年数を入力してください。
③ リース期間	3 年	← リース期間(年)を入力してください(最大20年まで)。
④ 税率	1.40%	※税率は標準税率を使用 (数値を変更しないでください)
⑤ 固定資産税額 (軽減前)	¥171,900	※自動計算 (数値等を入力しないでください)
⑥ 固定資産税額 (軽減後)	¥85,900	※自動計算 (数値等を入力しないでください)

(留意事項)

- ①物件取得価額は、メーカー(サプライヤー)の対象設備に係る見積金額(消費税等額除く)を入力してください。
- ②法定耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の「別表第2 機械及び装置の耐用年数表」の年数を入力してください。
- ③リース期間は、最大20年まで入力できます。20年超となる場合、年単位未満の端数(例:4.5年)が生じる場合は、事務局までお問い合わせください。
- ④地方税法第350条に定める標準税率(1.4%)を使用します。地方自治体が標準税率を超える税率を採用している場合、地方自治体への納税額はこの計算シートで算出された固定資産税額と異なります。
- ⑤・⑥課税標準は、①～③に基づき減価残存率表により算出(1,000円未満切り捨て)、固定資産税額は100円未満を切り捨てて算出しています。

*** 入力フォーム以外のシートの数値を変更しないでください。**

参考資料4 中小企業等経営強化法・施行令・施行規則等

1. 中小企業等経営強化法・施行令・施行規則（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援並びに中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓並びに中小企業等の経営力向上の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備すること等により、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条 （略）

2～9 （略）

10 この法律において「経営力向上」とは、事業者が、事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成、財務内容の分析の結果の活用、商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用、経営能率の向上のための情報システムの構築その他の経営資源を高度に利用する方法を導入して事業活動を行うことにより、経営能力を強化し、経営の向上を図ることをいう。

11～14 （略）

（基本方針）

第三条 主務大臣は、中小企業等の経営強化に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 （略）

二 中小企業の経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の促進並びに中小企業等の経営力向上に関する次の事項

イ・ロ （略）

ハ 経営力向上に関する次に掲げる事項

(1) 経営力向上の内容に関する事項

(2) 経営力向上の実施方法に関する事項

(3) 海外において経営力向上に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項

ニ （略）

三 （略）

3・4 （略）

第三節 経営力向上

（事業分野別指針）

第十二条 主務大臣は、基本方針に基づき、所管に係る事業分野のうち、中小企業者等の経営力向上が特に必要と認められる事業分野を指定し、当該事業分野に係る経営力向上に関する指針（以下「事業分野別指針」という。）を定めることができる。

2 事業分野別指針においては、第三条第二項第二号ハ及びニ（4）から（6）までに掲げる事項に関し、当該事業分野における経営資源を行動に利用する方法の導入の方法その他の当該事業分野における経営力向上に必要な事項を定めるものとする。

3 主務大臣は、事業者を取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、事業分野別指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、事業分野別指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ当該事業分野についての専門家その他の関係者の意見を聴くものとする。

5 主務大臣は、事業分野別指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(経営力向上計画の認定)

第十三条 中小企業者等は、単独で又は共同で行おうとする経営力向上に関する計画（中小企業者等が第二条第一項第六号から第八号までに掲げる組合若しくは連合会、会社又は同条第二項第三号若しくは第四号の政令で定める法人（以下この項において単に「法人」という。）を設立しようとする場合にあっては当該中小企業者等がその組合、連合会、会社又は法人と共同で行う経営力向上に関するものを、中小企業者等が合併して会社又は法人を設立しようとする場合にあっては合併により設立される会社又は法人（合併後存続する会社又は法人を含む。）が行う経営力向上に関するものを、中小企業者等がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営力向上を行おうとする場合にあっては当該中小企業者等が当該外国関係法人等と共同で行う経営力向上計画に関する者を含む。以下「経営力向上計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、代表者を定め、これを主務大臣に提出するものとする。

- 2 経営力向上計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 経営力向上の目標
 - 二 経営力向上による経営の向上の程度を示す指標
 - 三 経営力向上の内容及び実施時期
 - 四 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
 - 五 経営力向上設備等の種類
- 3 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る経営力向上計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 前項第一号から第三号までに掲げる事項が事業分野別指針（当該経営力向上計画に係る事業分野における事業分野別指針が定められていない場合にあっては、基本方針）に照らして適切なものであること。
 - 二 前項第三号から第五号までに掲げる事項が経営力向上を確実に遂行するため適切なものであること。
- 4 第二項第五号の「経営力向上設備等」とは、商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する施設、設備、機器、装置又はプログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第二項に規定するプログラムをいう。第四十条第一項第一号において同じ。）であって、経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるものをいう。

**中小企業等経営強化法施行規則
(経営力向上設備等の要件)**

第八条 法第十三条第四項の経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定める設備等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 次の表の上欄に掲げる指定設備であって、当該指定設備の区分ごとに同表の下欄に掲げる販売が開始された時期に係る要件に該当するもののうち、当該指定設備が、その属する型式区分（同一の製造業者が製造した同一の種別に属する設備を型式その他の事項により区分した場合の各区分をいう。以下この号において同じ。）に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該指定設備の製造業者が製造した当該指定設備と同一の種別に属する設備の型式区分に限る。）に属する設備と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の経営力の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものとする。

指定設備		販売が開始された時期に係る要件
減価償却資産の種類	対象となるものの用途又は細目	
機械及び装置	全ての指定設備	当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の十年前の日の属する年度開始の日以後の日であること
器具及び備品 注1)	(略)	(略)
工具 注1)	(略)	(略)
建物附属設備 注1)	(略)	(略)
建物 注1)	(略)	(略)
ソフトウェア 注1)	(略)	(略)

- 二 機械及び装置、工具、器具及び備品（サーバー用の電子計算機にあっては、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。）、建物、建物附属設備、構築物並びにソフトウェアのうち、事業者が策定した投資計画（次の算式により算定した当該投資計画における年平均の投資利益率が五パーセント以上となることが見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）に記載された投資の目

的を達成するために必要不可欠な設備 注2)

(営業利益+減価償却費)の増加額(設備の取得等をする年度の翌年度以降三年度の平均額
÷設備投資額(設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額))

注1) 第一号で掲げる指定設備について、「機械及び装置」以外の指定設備は、固定資産税の特例措置の対象とならないので留意すること。

注2) 第二号で掲げる設備類は、固定資産税特例措置の対象とならないので留意すること。

(経営力向上計画の変更等)

第十四条 前条第一項の認定を受けた中小企業者等は、当該認定に係る経営力向上計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、その認定をした主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、前条第一項の認定に係る経営力向上計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定経営力向上計画」という。)に従って経営力向上に係る事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十八年七月一日とする。

(地方税法の一部改正)

第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

(略) 附則第十五条に次の一項を加える。

46 租税特別措置法第十条第六項第四号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第六項第四号に規定する中小企業者(以下この項において「中小事業者等」という。)が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第号)の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に中小企業等経営強化法第十四条第二項に規定する認定経営力向上計画(以下この項において「認定経営力向上計画」という。)に基づき取得(事業の用に供されたことのないものの取得に限る。以下この項において同じ。)をした同法第十三条第四項に規定する経営力向上設備等(以下この項において「経営力向上設備等」という。)に該当する機械及び装置(中小事業者等が認定経営力向上計画に基づき、法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械及び装置を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした経営力向上設備等に該当する機械及び装置を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械及び装置を含む。)で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該機械及び装置に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械及び装置に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

地方税法施行令附則

(固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等)

第十一条 (略)

2~41 (略)

42 法附則第十五条第四十六項に規定する経営力向上設備等に該当する機械及び装置で政令で定めるものは、同項に規定する取得における一台又は一基(通常一組又は一式をもって取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式とする。)の取得価額(総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。)が百六十万円以上の機械及び装置で総務省令で定めるものとする。

地方税法施行規則附則

(固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等)

第六条 (略)

2~74 (略)

75 政令附則第十一条第四十二項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる機械及び装置の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 購入した機械及び装置次に掲げる金額の合計額
 - イ 当該機械及び装置の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該機械及び装置の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）
 - ロ 当該機械及び装置を事業の用に供するために直接要した費用の額
 - 二 購入以外の方法により取得した機械及び装置次に掲げる金額の合計額
 - イ その取得の時ににおける当該機械及び装置の取得のために通常要する価額
 - ロ 当該機械及び装置を事業の用に供するために直接要した費用の額
- 76 政令附則第十一条第四十二項に規定する機械及び装置で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（第二号の比較の対象となる機械及び装置が販売されていない場合にあつては、第一号に定める要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。
- 一 当該機械及び装置の属する同一の製造業者が製造した同一の種別に属する機械及び装置を型式その他の事項により区分した場合の各区分（次号において「型式区分」という。）に係る販売が開始された日（次号において「販売開始日」という。）が、当該機械及び装置が新たに取得された日の十年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。）開始の日以後の日であること。
 - 二 当該機械及び装置について、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該機械及び装置の製造業者が製造した当該機械及び装置と同一の種別に属する機械及び装置の型式区分に限る。）に属する機械及び装置と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の経営力の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 前条の規定による改正後の地方税法附則第十五条第四十六項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同項に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械及び装置（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により機械及び装置を引き渡して使用させる事業を行う者が施行日以後に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械及び装置を、施行日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械及び装置を含む。）に対して課する施行日の属する年の翌年の一月一日（施行日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

2. 中小企業等の経営強化に関する基本方針（抜粋）

（平成17年5月2日 改正：平成28年7月1日総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第1号）

第1 創業及び新規中小企業の事業活動の促進

1 創業及び新規中小企業の事業活動の促進に関する基本的な方向

国は、市場メカニズムの下での創業者及び新規中小企業者の自主的な努力を前提として、創業者及び新規中小企業者が行う創意工夫に満ちた事業活動を幅広く支援し、創業者及び新規中小企業者が創業後の経営リスクに備えるための技術力・経営力の向上を図る。

2 創業及び新規中小企業の事業活動の促進に当たって配慮すべき事項

国は、創業者及び新規中小企業者の事業活動を促進するため、次に掲げる諸点について十分に配慮することとする。

- 一 創業意識喚起支援、資金支援、販路開拓支援、人材支援、研究開発支援、知的財産支援、財務・会計面の支援、情報提供等の政策的支援の充実を図ること。
- 二 セミナー、パンフレット、インターネット等を通じて、支援施策の創業者及び新規中小企業者に対する周知徹底に努めるとともに、申請手続の簡素化や共通化、公募に係る十分な準備期間の確保等に努めること。
- 三 創業初期段階から事業化に至るまでの各段階ごとの課題に応じた内容について、総合的かつ一貫した施策とすること。
- 四 関係省庁が密接に連携するとともに、都道府県、独立行政法人中小企業基盤整備機構、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等の支援機関のほか、大学や、地域に密着したきめ細かいサービスを提供するNPO（特定非営利活動法人）等とも連携しながら、利用者の立場に立って既存の施策との効果的な連携に努めること。

第2 経営革新（略）

第3 異分野連携新事業分野開拓（略）

第4 経営力向上

1 経営力向上の内容に関する事項

一 経営力向上

「経営力向上」とは、経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。）を事業活動において十分効果的に利用（新たに経営資源を導入することを含む。）することを指す。なお、「経営力向上」の内容は、例えば、第二号から第五号までに掲げる事項とする。

二 事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成

経営力向上に資する知識の習得又は技能の向上のための教育訓練、熟練技能者の技能承継のための教育訓練その他の事業者がその雇用する従業員に対して実施する教育訓練をいう。

三 財務内容の分析の結果の活用

売上高増加率、営業利益率、一人当たり営業利益、EBITDA有利子負債倍率、営業運転資本回転期間、自己資本比率その他の事業者の経営力把握に有用な財務情報の数値について把握し、適切な非財務情報と組み合わせることで、経営力向上に係る管理すべき指標を定めるとともに、当該指標により、当該事業者の過去の状況、同業他社の状況又は業界平均値等と比較し、当該事業者の経営の状況を把握することで得られた情報を、事業活動に活用することをいう。

四 商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用

客層ごとの購買傾向の情報その他の商品又は役務の需要の動向を把握することで得られた情報を事業活動に活用することをいう。

五 経営能率の向上のための情報システムの構築

既製の情報システムの導入その他の経営能率の向上のための情報システムの構築をいう。

2 経営力向上の実施方法に関する事項

一 計画期間

計画期間は三年間ないし五年間とする。

二 経営指標

労働生産性の向上を支援に当たっての判断基準とする。労働生産性について、五年間の計画の場合、計画期間である五年後までの目標伸び率が二%以上のものを求める。計画期間が三年間の場合は一%以上の目標を、四年間の場合は一・五%以上の目標を求める。

ただし、業種又は事業規模等を勘案して弾力的に目標を設定することを認めることができることとする。地域の中核的な企業を中心とした取組に係る申請その他のグループによる申請については、グループ全体としての経営指標又は参加者個々の経営指標のいずれでも用いることができることとする。

なお、本指標は、今後、運用の状況や景気の動向等を勘案し、必要に応じて見直すものとする。

注) 労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量(労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間)で除したものとする。

3 海外において経営力向上に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項

一 国内の事業基盤の維持

国は、海外における経営力向上に係る事業が行いやすい事業環境の整備を行うとともに、中小企業者等が国内において本社の維持等に努めるよう促す。

二 雇用への配慮

国は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

三 計画進捗状況についての調査

国は、経営力向上計画の進捗状況を調査し、把握する。また、経営力向上計画の進捗状況を事業者自ら定期的に把握することを推奨し、事業者の行った自己評価の実施状況を把握する。

四 外部専門家の活用

国は、経営力向上計画の認定、計画進捗状況の調査及び指導・助言に際しては、その事業内容及び経営目標が適切か否かを判断するに当たって、必要に応じて認定事業分野別経営力向上推進機関及び認定経営革新等支援機関その他の専門家の知見を活用する。

五 信頼性のある計算書類等の作成及び活用の推奨

国は、中小企業に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、中小企業が作成する計算書類等の信頼性を確保して、資金調達力を向上させ、中小企業の財務経営力の強化を図ることが、経営力向上の促進のために重要であるとの観点から、中小企業に対し、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用を推奨する。

六 中小企業者等の規模に応じた計画認定

国は、中小企業者等による幅広い取組を促すため、中小企業者等の規模に応じて柔軟に計画認定を行うものとする。

七 中小企業の事業承継の円滑化に向けた環境整備

国は、中小企業が事業承継を契機として経営力向上に向けた取組を行うことができるよう、中小企業が事業承継を円滑に行うことができる環境を整備するものとする。

八 計画認定の対象

中小企業等経営強化法施行令(平成十一年政令第二百一号)第二条第二項第一号及び第二号並びに第四項第一号及び第二号に掲げる法人が作成する経営力向上計画については、医業又は歯科医業のみに係る計画について認定の対象とする。

4 事業分野別指針に関する事項

事業分野別指針に係る事業分野に属する事業を所管する大臣(以下「事業所管大臣」という。)が、事業分野別指針を定める場合には、この基本方針に基づき、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 現状認識

市場規模、市場の動向、企業規模の分布その他の当該事業分野の経営力向上に係る定性的及び定量的な事実及び動向

二 経営力向上の内容に関する事項

経営力向上に取り組む中小企業者等が参考とすべき事業者の規模等に応じた取り組むべき具体的事項

三 経営力向上の実施方法に関する事項

当該事業分野の特性を考慮して設定される経営力向上に係る指標及び当該指標に係る中小企業者等が目標とすべき数値等

なお、事業分野別指針においては、基本方針に定める指標及び目標と異なる指標及び目標を定めること

ができることとする。この場合において、事業所管大臣は、基本方針に定める指標又は目標と異なる指標又は目標を定める理由を公表するものとする。

四 海外において経営力向上に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項

3の規定に基づいて定めるものとする。

五 事業分野別経営力向上推進業務に関する事項

第5の4から6までの規定に基づいて定めるものとする。

第5 経営革新及び異分野連携新事業分野開拓並びに経営力向上の支援体制の整備

1 経営革新等支援業務の内容に関する事項

中小企業の経営革新のための事業若しくは異分野連携新事業分野開拓に係る事業又は中小企業者等の経営力向上に係る事業を支援するため、経営革新等支援業務を実施するに当たっては、税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識や中小企業者等に対する支援に関し、経営革新等支援業務に係る一年以上の実務経験を含む三年以上の実務経験を有している者により、次に掲げる業務を行うこととする。

- 一 経営革新若しくは異分野連携新事業分野開拓を行おうとする中小企業又は経営力向上を行おうとする中小企業者等の財務状況、事業分野ごとの将来性、キャッシュフロー見通し、国内外の市場動向等の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況に関する調査・分析
- 二 調査・分析の結果等に基づく中小企業の経営革新のための事業若しくは異分野連携新事業分野開拓に係る事業又は中小企業者等の経営力向上に係る事業の計画（経営改善計画、資金計画、マーケティング戦略計画等）の策定に係るきめ細かな指導及び助言並びに経営力向上に係る事業の計画に基づく取組の促進
- 三 中小企業の経営革新のための事業若しくは異分野連携新事業分野開拓に係る事業又は中小企業者等の経営力向上に係る事業の計画を円滑に実施するためのきめ細かな指導及び助言

2 経営革新等支援業務の実施体制に関する事項

- 一 経営革新等支援業務を行う者が法人である場合にあっては、その行おうとする経営革新等支援業務を長期間にわたり継続的に実施するために必要な組織体制（管理組織、人的配置等）及び事業基盤（財務状況の健全性、窓口となる拠点等）を有していること。
- 二 経営革新等支援業務を行う者が個人である場合にあっては、その行おうとする経営革新等支援業務を長期間にわたり継続的に実施するために必要な事業基盤（財務状況の健全性、窓口となる拠点等）を有していること。
- 三 経営革新等支援業務を行う者は、自らの規模・特性等を踏まえ、経営革新等支援業務の実施体制を構築すること。
- 四 経営革新等支援業務を行う者が中核となって、実質的に人材管理の適切な実施等を通じ、自らの監督と責任の下に下部組織等を活用して、経営革新等支援業務を実施する体制を有していること。

3 経営革新等支援業務の実施に当たって配慮すべき事項

- 一 国が配慮すべき事項
 - イ 国は、地域における中小企業者等の支援の担い手を多様化・活性化し、中小企業者等に対して専門性の高い支援を行うための支援体制の充実を図るものとする。
 - ロ 国は、経営革新等支援業務を行う者に対して、必要な制度概要等の周知徹底に努めるものとする。
 - ハ 国は、経営革新等支援業務を行う者が認定の申請を行う際に必要となる書類の簡素化に努めるものとする。
 - ニ 国は、名前貸し業務や単なる窓口業務等の形骸化した経営革新等支援業務を行う認定経営革新等支援機関が生じぬよう、その業務の適正性を確保する観点から、認定経営革新等支援機関が行う経営革新等支援業務の内容について、商工会等から必要に応じ、主務大臣に報告できるよう報告体制を整備するものとする。
 - ホ 国は、認定経営革新等支援機関に対して、政策評価の観点から、定期的に経営革新等支援業務の実施状況や成果について、任意の調査等を実施するものとする。
 - ヘ 国は、商工会等からの報告内容、認定経営革新等支援機関に対する任意の調査等の結果、個々の認定経営革新等支援機関の特性等を踏まえ、必要に応じ、当該認定経営革新等支援機関の経営革新等支援業務の成果について報告を求める等により、当該認定経営革新等支援機関による支援体制の状況等を把握するものとする。
 - ト 国は、経営革新等支援業務の実績等が乏しい経営革新等支援業務を行う者に対して、必要な研修プログラムを構築するものとする。

二 認定経営革新等支援機関が配慮すべき事項

- イ 認定経営革新等支援機関は、経営革新等支援業務を実施した中小企業者等に対する案件の継続的なモニタリングを実施すること。
- ロ 認定経営革新等支援機関は、経営革新等支援業務の実施に当たって、合理的な理由なく、特定の中小企業者等を支援対象から外すことのないようにすること。
- ハ 認定経営革新等支援機関は、経営革新等支援業務の円滑な実施の観点から、認定経営革新等支援機関相互の連携を図るとともに、外部支援機関（独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本貿易振興機構等）等の知見を活用し、必要に応じてこれらの者と連携を図ること。
- ニ 認定経営革新等支援機関は、業務上知り得た秘密の保持による信頼の確保を図ること。
- ホ 認定経営革新等支援機関は、中小企業に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、中小企業が作成する計算書類等の信頼性を確保して、資金調達力の向上を促進させることが、中小企業の財務経営力の強化に資すると判断する場合には、中小企業者に対し、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用を推奨すること。
- ヘ 認定経営革新等支援機関は、経営革新等支援業務の実施に当たって、「ローカルベンチマーク」の指標をはじめとした財務・非財務の基本事項について中小企業等と認識を共有し、必要な支援策を実施するとともに、中小企業等が「ローカルベンチマーク」を活用することを促すこと。
注)「ローカルベンチマーク」とは、企業の経営者等や支援機関が、企業の経営状態を把握し、事業者と認定経営革新等支援機関が互いに対話を行うための基本的な枠組みである。具体的には、六つの財務情報（売上高増加率、営業利益率、一人当たり営業利益、EBITDA有利子負債倍率、営業運転資本回転期間及び自己資本比率）並びに経営者、関係者、事業及び内部管理体制に係る四つの非財務情報から構成される。
- ト 認定経営革新等支援機関は、経営革新等支援業務の実施に当たって、「事業承継ガイドライン」を踏まえて、中小企業に対して計画的な事業承継に向けた取組を促すことにより、中小企業の事業承継を契機とした経営力向上を支援すること。
注)「事業承継ガイドライン」とは、中小企業が円滑に事業承継を行うための手引きである。事業承継計画の策定に当たっての留意点や、親族内承継、従業員承継、合併、買収による承継等の事業承継方法ごとの具体的な対策等について記載している。

三 独立行政法人中小企業基盤整備機構が配慮すべき事項

- 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定経営革新等支援機関の依頼に応じて、技術、海外展開、広域的販路開拓、商業活性化、知財管理等に関し専門的な知識を有する専門家の派遣等の協力業務を行うこと。

4 事業分野別経営力向上推進業務の内容に関する事項

中小企業者等の経営力向上に係る取組を支援するため、事業分野別経営力向上推進業務を実施するに当たっては、当該事業分野に関する専門的な知識や中小企業者等に対する支援に関し、事業分野別経営力向上推進業務に相当する業務に係る一年以上の実務経験を含む三年以上の普及啓発及び研修又は調査研究に係る実務経験を有している者により、次に掲げる業務を行うこととする。

- 一 当該事業分野における事業分野別指針に定められた事項に関する普及啓発及び研修
当該事業分野に属する中小企業者等が経営力向上の取組を効果的に実施できるよう、その模範となる取組（新たな手法や成功事例等）に係る情報についての普及啓発及び研修による教育訓練を行うこと。
- 二 当該事業分野における経営力向上に関する最新の知見の充実を図るため、これに関する情報の収集、整理及び分析並びに調査研究
経営力向上の模範となる取組に係る情報を継続的に収集し、整理し、及び分析し、必要な調査研究を行うこと。

5 事業分野別経営力向上推進業務の実施体制に関する事項

- 一 事業分野別経営力向上推進業務を行う者が法人である場合にあつては、その行おうとする事業分野別経営力向上推進業務を長期間にわたり継続的に実施するために必要な組織体制（管理組織、人的配置等）及び事業基盤（財務状況の健全性、窓口となる拠点等）を有していること。
- 二 事業分野別経営力向上推進業務を行う者が個人である場合にあつては、その行おうとする事業分野別経営力向上推進業務を長期間にわたり継続的に実施するために必要な事業基盤（財務状況の健全性、窓口となる拠点等）を有していること。
- 三 事業分野別経営力向上推進業務を行う者は、自らの規模・特性等を踏まえ、事業分野別経営力向上推進

業務の実施体制を構築すること。

- 四 事業分野別経営力向上推進業務を行う者が中核となって、実質的に人材管理の適切な実施等を通じ、自らの監督と責任の下に下部組織等を活用して、事業分野別経営力向上推進業務を実施する体制を有していること。

6 事業分野別経営力向上推進業務の実施に当たって配慮すべき事項

一 国が配慮すべき事項

イ 国は、地域における中小企業者等の支援の担い手を多様化・活性化し、中小企業者等に対して専門性の高い支援を行うための支援体制の充実を図るものとする。

ロ 国は、事業分野別経営力向上推進業務を行う者に対して、必要な制度概要等の周知徹底に努めるものとする。

ハ 国は、事業分野別経営力向上推進業務を行う者が認定の申請を行う際に必要となる書類の簡素化に努めるものとする。

ニ 国は、認定事業分野別経営力向上推進機関に対して、政策評価の観点から、定期的に事業分野別経営力向上推進業務の実施状況や成果について、任意の調査等を実施するものとする。

ホ 国は、認定事業分野別経営力向上推進機関に対する任意の調査等の結果、個々の認定事業分野別経営力向上推進機関の特性等を踏まえ、必要に応じ、当該認定事業分野別経営力向上推進機関の事業分野別経営力向上推進業務の成果について報告を求める等により、当該認定事業分野別経営力向上推進機関による支援体制の状況等を把握するものとする。

二 認定事業分野別経営力向上推進機関が配慮すべき事項

イ 認定事業分野別経営力向上推進機関は、事業分野別経営力向上推進業務の実施に当たって、合理的な理由なく、特定の中小企業者等を支援対象から外すことのないようにすること。

ロ 認定事業分野別経営力向上推進機関は、業務上知り得た秘密の保持による信頼の確保を図ること。

三 独立行政法人中小企業基盤整備機構が配慮すべき事項

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定事業分野別経営力向上推進機関の依頼に応じて、技術、海外展開、広域的販路開拓、商業活性化、知財管理等に関し専門的な知識を有する専門家の派遣等の協力業務を行うこと。

第6 新技術を利用した事業活動の支援 (略)

3. 事業分野別指針

- ◆事業分野別指針は、平成 28 年 8 月 1 日現在で以下の事業分野について公表されている。
 - ①製造業 ②卸・小売業 ③外食・中食 ④旅館業 ⑤医療 ⑥保育 ⑦介護 ⑧障害福祉
 - ⑨貨物自動車運送業 ⑩船舶 ⑪自動車整備
- ◆本手引きでは、「製造業に係る経営力向上に関する指針」を掲載する。製造業を含む事業分野別指針は、中小企業庁ホームページ (<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>) に掲載されている。

製造業に係る経営力向上に関する指針（抜粋）

第 1 現状認識

1 製造業全体の傾向

製造業の国内生産額は 88.3 兆円（2013 年）であり、国内総生産額の 18.5%（2013 年）を占める基幹的な産業である。製造業の国内生産額は、1997 年に 114 兆円に達し、2000 年代は 100 兆円前後で推移したものの、2009 年に世界的な金融危機等の影響で 83 兆円に大幅に低下した後は、90 兆円前後で推移している。

2000 年代以降、電気機械器具製造業、繊維製造業その他の分野で製造拠点の海外移転が進み、国内生産額及び雇用規模は縮小する傾向にある。世界規模で製造拠点を最適配置するために需要の伸びが大きい国で製造を行う傾向は、今後も継続すると見込まれる。

一方、2013 年以降、我が国の企業による設備投資全体に占める海外における設備投資の比率は横ばいであり、海外製造拠点で製造していた製品又は部品を国内製造拠点での製造に変更する動きも出てきた。これは、中華人民共和国その他の賃金水準が低い国と我が国との賃金の差が大きく縮小したこと、過度の円高が解消されたこと等が原因と考えられる。

また、いわゆるモノのインターネット（以下「I o T」という。）、大量のデータ（以下「ビッグデータ」という。）の収集及び解析、人工知能（以下「A I」という。）等の技術革新を背景に、センサーその他の機器から得られるデータを解析し、その結果を用いることにより、生産性の向上（製造ラインの稼働率の更なる向上、受発注の状況又は市況に応じた柔軟な製造管理の実現等）及び新たなビジネスモデル（販売後の製品の使用状況を踏まえた当該製品の最適な使用方法の提案、機器の故障可能性を予測した適切な部品交換時期の提案等）の創出が可能となりつつある。

国内外の競争環境の変化及びこれらの技術革新を踏まえ、個々の事業者が狙う市場に応じて、国内拠点と海外拠点の役割を明確化することが一層重要になっている。

2 イノベーション及び地域の成長の担い手並びに外貨の稼ぎ手としての製造業

製造業の全要素生産性成長率は 1.99%（2001 年から 2011 年までの平均値）と、全産業（1.5%）及びサービス業（0.42%）に比べて極めて高く、製造業は我が国におけるイノベーションの創出に大きく寄与している。

また、製造業の他産業に対する生産波及効果は 2.13 倍であり、全産業（1.93 倍）及びサービス業（1.62 倍）に比べて高い。

製造品出荷額と県民一人当たり所得には緩やかな正の相関関係があることから、製造業の活動が活発な地域ほど県民所得水準が高い傾向がある。

製造業は輸出の担い手であり、輸出額の九割が製造業によるものである。製造業に属する中小企業（以下「中小製造事業者」という。）のうち、継続的に輸出を行う者の労働生産性の伸びは、そうでない者に比べて一割程度高い水準で推移している。しかしながら、大企業の約半数が直接的又は間接的に輸出を行っている一方、直接的又は間接的に輸出を行う中小製造事業者は一割強にとどまっている（2015 年）。

3 主要指標の概況

売上高経常利益率は 5.9%であり、全産業（4.5%）に比べて高い（2014 年度）。特に、自社製品を有し、その営業を自前で行っている企業においては、競争力を持続的に向上させるために技術、人材等に継続的に投資する必要があるため、投資の原資となる売上高経常利益率を高めることが重要である。

付加価値額は 56.5 兆円であり、全産業（244.7 兆円）の 23.1%に相当し、産業大分類別で見ると、製造業は最も多くの付加価値を生む産業である（2011 年）。特に、主体的な設計若しくは開発機能又は営業若しくは販売機能を有さない企業（単加工形態を含む。）においては、納入先への売上単価の上昇を実現することは容易ではないため、まずは取引の継続性を安定的なものとする中で企業の持続的な活動を可能とし将来の利益率の向上させるために、品質管理の徹底、欠品率の改善及びリードタイムの削減につながる技術及び人材に投

資するよう努め、自社の付加価値額を高めることが重要である。

雇用規模は約 1,040 万人であり、このうち、我が国の製造業が強みを有する製造工程における従事者が 631 万人で最も多い（2014 年平均値）。2013 年から、中小製造事業者のうち、自社の人員が不足であると考えられる者の数が過剰であると考えられる者の数を上回るようになり、製造業における人員の採用の状況は深刻化している。

労働生産性は 611 万円であり、全産業（438 万円）に比べ四割程度高い（2012 年）。しかし、人口減少及び深刻な人手不足に直面する中小製造事業者が成長するためには、労働生産性を高めることが必要不可欠である。就業時間は、月間労働時間の年平均が 170 時間強であり、全産業（168 時間）を上回っている（2014 年）。

4 製造業における課題

イ 製品及び製造工程に関する課題

製品一単位を製造するために要する平均的な費用を帳簿上の数値としては把握していても、製造工程におけるロス率を勘案した材料費、加工のための労務費、設備費等を把握できていなければ、製品一単位の生産に実際に要した費用（以下「実際原価」という。）を把握できず、想定した利益が出ない場合が多い。

また、製造工程で利益が出ても、設計及び開発工程における過剰な資本投下、販売工程における過度な値引等により、利益が出ないことがある。設備投資等の固定費を回収できなければ、全体として利益が出ず、次の製品開発等に充てる資金が確保できないことがある。

ロ 標準化、知的財産権等に関する課題

自社の製品の製造に必要な作業及び設備を特定し、これを最適な順序で組み合わせること（以下「工程設計」という。）は、設備の稼働率を向上させ、及び不具合率を低下させることにより、製品当たりの収益を大きく向上させるが、工程設計に関する技能及び知見が特定の従業員の暗黙知となっており、他の従業員と共有されていない場合が多い。

ハ 営業活動に関する課題

製品寿命の短命化が進む中、自社の強み及び差別化できる要素を把握し、核となる技術及び知見の社外への流出を防ぐ措置が重要であるが、こうした措置が十分に講じられていない場合が多い。また、海外販路開拓の一環として海外の展示会に出展する場合、海外の顧客との意思疎通及び海外の顧客に製品を効率的に配送するための体制が重要であるが、こうした体制が十分に整備されていない場合が多い。

5 規模別の状況

イ 小規模製造事業者（常時使用する従業員の数が 20 人未満）

小規模製造事業者は 36 万社あり、小規模製造事業者及び中規模製造事業者の合計 41.5 万社の 86% に相当する（2015 年）。小規模製造事業者の 72% には常用雇用者がおり、全産業平均（44%）に比べて高いものの、その 76% の常用雇用者数は 5 人以下と極めて少人数である（2014 年）。

小規模製造事業者の業績及び経営戦略は極めて多様で、優れた事業者も多数存在しているが、その規模に鑑み、限られた人手で最大限の効果につながる取組を優先して実施することが求められる。

ロ 中規模製造事業者（常時使用する従業員の数が 20 人以上 300 人未満）

中規模製造業においては、規模の拡大に伴って労働生産性が順当に高まる傾向にある（2014 年）。自社の強みを一層強化しながら、更に規模を拡大することが有効であると考えられる。

ハ 中堅製造事業者（常時使用する従業員の数が 300 人以上 2,000 人以下）

中堅製造事業者においては、規模の拡大に労働生産性の向上が必ずしも伴っていない（2014 年）。

中堅製造事業者としての経営を更に改善し、業務の標準化を前提とした IT、ロボット等の導入、設備投資、省エネルギーの推進等を積極的に行うことが必要であると考えられる。

第 2 経営力向上の実施方法に関する事項

1 計画期間

計画期間は 3 年ないし 5 年間とする。

2 経営指標

支援に当たっての判断基準は、次に掲げる指標のうちいずれかとする。

地域の中核的な企業を中心とした取組に係る申請その他のグループによる申請については、グループ全体としての経営指標又は参加者個々の経営指標のいずれでも用いることができることとする。

イ 労働生産性

労働生産性について、5 年間の計画の場合、計画期間である 5 年後までの目標伸び率が 2% 以上のものを求める。計画期間が 3 年間の場合には 1% 以上の目標を、4 年間の場合は 1.5% 以上の目標を求める。

注) 労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数

に一人当たり年間就業時間を乗じたもの) で除したものとする。

ロ 売上高経常利益率

売上高経常利益率について、5年間の計画の場合、計画期間である5年後までの目標伸び率が5%以上のものを求める。計画期間が3年間の場合には3%以上の目標を、4年間の場合は4%以上の目標を求める。

注) 経常利益の算出に当たっては、営業利益から、資金調達に係る営業外の費用(支払利息、新株発行費等)を控除したものとし、本業と関連性の低い営業外の収益(有価証券売却益、賃料収入等)は含まないものとする。

ハ 付加価値額

付加価値額について、5年間の計画の場合、計画期間である5年後までの目標伸び率が2%以上のものを求める。計画期間が3年間の場合には1%以上の目標を、4年間の場合は1.5%以上の目標を求める。

注) 付加価値額とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計とする。

第3 経営力向上の内容に関する事項

1 経営力向上の内容に関する基本的事項

2に定めるところにより、目標達成に取り組むことを求める。経営力向上の実施に当たっては、IoT、ビッグデータの収集及び解析、AI等の新たな技術を積極的に活用することを推奨する。その際には、不正なアクセス等による情報漏洩に対する対策等を講じるよう留意する必要がある。

2 経営力向上の内容に関する具体的事項

一のイからへまでに掲げる事項を、二の表の上欄に掲げる事業者の規模に応じ、同表下欄に掲げるところにより、実施するものとする。

一 経営力向上の内容

イ 従業員等に関する事項

(1) 多能工化及び機械の多台持ちの推進

一人の従業員等が複数の業務を担当することができるようにすること(以下「多能工化」という。)及び一人の従業員等が複数の機械を同時に操作すること(以下「機械の多台持ち」という。)を目的として、従業員等に必要な教育を行うことで、製品一単位を製造するために必要となる設備費及び人件費を低減させる。

その際、製造ラインの機器又は当該機器に附属するセンサーからデータを取得し、分析し、及び活用することにより当該機器の稼働状況等を把握することで、多能工化及び多台持ちの進展を図り、当該機器を遠隔で保守することを可能とし、それにより製品一単位を製造するために必要となる設備費及び人件費の更なる低減が可能となる。

(2) 継続的な改善提案の奨励

絶えず従業員等から製品の製造工程に係る改善提案を受け付け、当該製造工程の改善を図ることで、製品一単位を製造するために必要となる設備費及び人件費を継続的に低減する。

ロ 製品及び製造工程に関する事項

(1) 実際原価の把握とこれを踏まえた値付けの実行

自社が製造する製品ごとに、実際原価を把握し、当該実際原価を値付けに反映することで、製品ごとの利益を確実に獲得する。

(2) 製品の設計、開発、製造及び販売の各工程を通じた費用の管理

自社が製造する製品ごとに、製造のみならず、設計、開発、販売その他の工程における収支計画を作成し、設計及び開発段階での過剰な資本投下、販売工程における過剰な値引等を抑制することで、製品ごとの利益を確実に獲得する。

ハ 標準化、知的財産権等に関する事項

(1) 異なる製品間の部品や原材料等の共通化

自社が製造する各製品を構成する部品、原材料等の素材、長さ、幅等を精査し、類似の部品については共通化を行うことで、部品、原材料等の種類を絞り込み、部品、原材料等の一単位当たりの費用を低減する。

(2) 暗黙知の形式知化

暗黙知を有する従業員から暗黙知となっている工程設計に関する技能及び知見を聴取し、又は当該従業員自らが当該暗黙知を文章等に整理することにより、当該工程設計に関する技能及び知見を業務標準として形式知化し、他の従業員に共有することで、製品一単位を製造するために必要となる費用を低減する。

なお、暗黙知を有する従業員にとって当該暗黙知を他の従業員に共有することは、自身の強みを失うことにつながるため、これを躊躇する場合も考えられる。しかし、当該特定の従業員が自らの暗黙知を形式知化し共有することで自身の作業時間が減少することから、その減少した時間を利用して、さらに高度な暗黙知の創出に取り組むように促すことが重要である。

(3) 知的財産権等の保護の強化

取引先等との秘密保持契約、特許の活用、自社の強みとなる技術、技能及び知見の性質に応じた防衛策を講じる。

二 営業活動に関する事項

(1) 営業活動から得られた顧客の要望等の製品企画、設計、開発等への反映

新たな製品の開発及び既存の製品の改良に当たっては、自社の強みとなる技術を基礎として、営業活動から得られた顧客の要望、販売後の製品の使用状況に関するデータその他の情報を踏まえ、顧客にとってより付加価値の高い製品とすることで、製品の販売価格の向上及び販売量の増加につなげる。

その際、IoT、ビッグデータ、AI等の新たな技術を用いて、販売後の製品の使用状況に関するデータを取得することにより、当該データを踏まえた当該製品の最適な使用方法の提案、機器の故障可能性を予測した適切な部品交換時期の提案その他の製品に付随したサービスを提供することで、更なる製品の販売価格の向上及び販売量の増加が可能となる。

(2) 海外の顧客に対応出来る営業及び販売体制の構築

英語その他の外国語を用いたウェブサイトの開設、英語その他の外国語を用いた電話受付の体制の整備、海外への配送体制の構築等を行うことにより、展示会における商機を着実に商談及び成約につなげる。

(3) 他の事業者と連携した製造体制の構築による受注機会の増大

高度な加工を行うことができる設備、試験設備等の複数の事業者による共同での導入、設計、開発、製造等の各種の工程に係る情報の事業者間での共有その他の他の事業者と連携した製造体制を構築し、自社だけでは対応できない顧客の要望に対応することにより、受注機会を増大させる。また、機器、設備等の繁閑差の平準化により、当該機器、設備等の稼働率を向上させる。

ホ 設備投資並びにロボット及びITの導入等に関する事項

(1) 設備投資

製造工程の自動化、加工精度の向上、リードタイムの短縮、多能工化及び多台持ちの推進並びに部品及び原材料の共通化等の取組を一層効果的なものとするために、高度な加工等を行うことができる設備並びに三次元データによる設計、図面の作成及び製造を可能とするソフトウェアその他のデジタル設計ツールへの投資を、その収益率を考慮しつつ、積極的に行う。

(2) ロボットの導入又は増設

人が行う業務を代替し、若しくは支援し、若しくは既存の設備を代替する等のためのロボットを導入し、又は増設することにより、労働投入量を低減させ、又は製品及びサービスの量若しくは質を向上させる。

(3) ITの導入等

業務全体に係る費用を低減させ、又は製品及びこれに付随したサービスの付加価値を向上させることを目的として、受発注、販売、製造、顧客、勤怠若しくは会計に係る業務の標準化、製造、営業若しくは販売に係る暗黙知の形式知化を目的としたソフトウェアの導入、機器若しくは当該機器に附属するセンサーから得られるデータの活用又は当該データを活用するための人材の育成のための投資を積極的に行う。

なお、その際には、不正なアクセス等による情報漏洩対策等を講じるよう留意する。

(4) 設備投資等が製品の品質及び製品一単位当たりの製造費用に大きな影響を及ぼす分野に関する留意事項

研究開発及び設備投資の質と量が製品の品質及び製品一単位当たりの製造費用に大きな影響を及ぼす分野（鉄鋼業、化学工業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、情報通信機械器具製造業、電気機械器具製造業、航空機・同附属品製造業、医療用機械器具・医療用品製造業等）における研究開発投資及び設備投資は、最新の技術、競合企業の設備導入状況等を踏まえつつ、積極的に行う。

ヘ 省エネルギーの推進に関する事項

コスト削減及び生産性向上の観点からエネルギー効率を高めるために、省エネルギー対策を実施する。具体的には、エネルギー使用量の把握、設備の稼働時間の調整及び最適な管理の実施、省エネルギー設備の導入、エネルギー管理体制の構築等を省エネルギー診断の活用等を通じて、積極的に行う。

二 規模別の整理

小規模（常時使用する従業員の数が20人未満）	一イ（1）からニ（3）までに掲げる事項のうち一項目以上 注）右記に加え、一ホ（1）からへまでに掲げる事項のうち一項目以上にも取り組むことを推奨する。
中規模（常時使用する従業員の数が20人以上300人未満）	一イ（1）からニ（3）までに掲げる事項のうち二項目以上 一ホ（1）からへまでに掲げる事項のうち一項目以上 合計三項目以上
中堅（常時使用する従業員の数が300人以上2,000人以下）	一イ（1）からニ（3）までに掲げる事項のうち三項目以上 一ホ（1）からへまでに掲げる事項のうち二項目以上 合計五項目以上

第4 海外において経営力向上に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項

1 国内の事業基盤の維持

国は、海外における経営力向上のための事業が行いやすい事業環境の整備を行うとともに、中小企業者等が国内において本社の維持等に努めるよう促す。

2 雇用への配慮

国は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

3 計画進捗状況についての調査

国は、経営力向上計画の進捗状況を調査し、把握する。また、経営力向上計画の進捗状況を事業者自ら定期的に把握することを推奨し、事業者の行った自己評価の実施状況を把握する。

4 外部専門家の活用

国は、経営力向上計画の認定、計画進捗状況の調査及び助言・指導に際しては、その事業内容及び経営目標が適切か否かを判断するに当たって、必要に応じて認定事業分野別経営力向上推進機関及び認定経営革新等支援機関その他の専門家の知見を活用する。

5 信頼性のある計算書類等の作成及び活用の推奨

国は、中小企業に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、中小企業が作成する計算書類等の信頼性を確保して、資金調達力を向上させ、中小企業の財務経営力の強化を図ることが、経営力向上の促進のために重要であるとの観点から、中小企業に対し、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用を推奨する。

6 中小企業者等の規模に応じた計画認定

国は、中小企業者等による幅広い取組を促すため、中小企業者等の規模に応じて柔軟に計画認定を行うものとする。

7 中小企業の事業承継の円滑化に向けた環境整備

国は、中小企業が事業承継を契機として経営力向上に向けた取組を行うことができるよう、中小企業が事業承継を円滑に行うことができる環境を整備するものとする。

第5 事業分野別経営力向上推進業務に関する事項（略）

第6 適用範囲

本指針の適用範囲は、日本標準産業分類に定めるもののうち、大分類E一製造業（船舶、船舶用機関又は船舶用品の製造又は修理業を除く。）に掲げるものとする。

4. 経営力向上に関する命令（付属：経営力向上計画の認定申請書等）

経営力向上に関する命令

（経営力向上計画の認定の申請）

- 第一条** 中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第十三条第一項の規定により経営力向上計画に係る認定を受けようとする中小企業者等は、様式第一による申請書一通及びその写し一通を主務大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の中小企業者等が経営力向上設備等を取得する場合には、前項の申請書及びその写しには、中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第八条に規定する要件に該当することを証する書類を添付しなければならない。
- 3 主務大臣は、第一項の申請書及びその写し並びに前項の書類のほか、事業分野別指針に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。
- 4 法第十三条第一項ただし書きの代表者は、一名とする。

（経営力向上計画の変更に係る認定の申請）

- 第二条** 法第十四条第一項の規定により経営力向上計画の変更に係る認定を受けようとする中小企業者等は、様式第二による申請書一通及びその写し一通を主務大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書及びその写しには、次の書類を添付しなければならない。
- 一 当該経営力向上計画に従って行われる経営力向上に係る事業の実施状況を記載した書類
 - 二 取得する経営力向上設備等に変更がある場合には、その変更後の経営力向上設備等が、中小企業等経営強化法施行規則第八条に規定する要件に該当することを証する書類

様式第 1

経営力向上計画に係る認定申請書

年 月 日

主務大臣名 殿

住 所
名 称 及 び
代表者の氏名 印

中小企業等経営強化法第 13 条第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

(記載要領)

申請者は以下の要領に従って、経営力向上計画の必要事項を記載し、中小企業等経営強化法第 13 条第 3 項の認定要件を満たすことを示すこと。

申請者名は、共同で経営力向上計画を実施する場合には、当該計画の代表者の名称及びその代表者を記載し、代表者以外の経営力向上計画参加企業については、申請書の余白に企業名を記載すること。

1 名称等

正確に記載すること。

ただし、法人番号については、個人事業主や民法上の組合等、法人番号が指定されていない者は、記載不要とする。

2 計画に係る事業の属する事業分野

「事業分野」の欄には、経営力向上計画に係る事業の属する事業分野について、日本標準産業分類の小分類を記載する。

「事業分野別指針名」の欄は、経営力向上計画に係る事業の属する事業分野において、事業分野別指針が定められていない場合には、記載不要とする。

3 計画の実施時期

3 年以上 5 年以内として定めること。

4 現状認識

① 自社の事業概要

自社の事業の内容について、概要を記載すること。

② 自社の商品・サービスが対象とする顧客・市場の動向、競合の動向

自社の商品・サービスについて、顧客の数やリピート率、主力取引先企業の推移、市場の規模やシェア、競合他社との比較等について分析し、自社の強み及び弱みを記載すること。

③ 自社の経営状況

自社の財務状況について、売上高増加率、営業利益率、労働生産性、EBITDA有利子負債倍率、営業運転資本回転期間、自己資本比率その他の財務情報の数値を参考に分析し、改善すべき項目等について記載すること。

5 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標について

「指標の種類」の欄には、事業分野別指針で定められた指標がある場合は、当該指標を記載することとし、定められていない場合は、労働生産性と記載すること。

労働生産性は、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間）で除したものをを用いること。

6 経営力向上の内容

(1) 「実施事項」の欄は、「4 現状認識」等に記載した内容を踏まえて具体的に記載すること。

(2) 経営力向上計画に係る事業の属する事業分野において事業分野別指針が定められている場合には、各実施事項について、当該事業分野別指針の該当箇所を記載すること。

(3) 実施事項が新事業活動に該当する場合は、「新事業活動への該非」の欄に「○」を記載すること。なお、新事業活動とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。

(4) 項目数が足りない場合は、列を追加すること。

(5) 実施期間終了時に、記載された実施事項の実施状況及び目標の達成状況の報告を求める場合がある。

7 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(1) 経営力向上計画の実施に当たって必要な資金の額及びその使途・用途を記載すること。

(2) 「実施事項」の欄には、「6 経営力向上の内容」の実施事項ア、イ、ウ等との対応関係を記載すること。

(3) 同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載すること。

(4) 「資金調達方法」の欄には、自己資金、融資、補助金その他の資金の調達方法を記載すること。

(5) 項目数が足りない場合は、列を追加すること。

8 経営力向上設備等の種類

(1) 経営力向上計画に基づき経営力向上設備等を取得する場合に記載すること。

- (2) 「実施事項」の欄には、「6 経営力向上の内容」の実施事項ア、イ、ウ等との対応関係を記載すること。
- (3) 経営力向上設備等を取得する場合には、中小企業等経営強化法施行規則第八条各号に掲げる要件に該当することを証する書類を添付すること。
- (4) 項目数が足りない場合は、列を追加すること。

(別紙)

経営力向上計画

1 名称等

事業者の氏名又は名称 _____
代表者名（事業者が法人の場合） _____
資本金又は出資の額 _____
常時雇用する従業員の数 _____
法人番号 _____

2 事業分野と事業分野別指針名

事業分野〔 _____ 〕 事業分野別指針名〔 _____ 〕

3 実施時期

平成 年 月～平成 年 月

4 現状認識

①	自社の事業概要	
②	自社の商品・サービス が対象とする顧客・市場の 動向、競合の動向	
③	自社の経営状況	

5 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

指標の種類	A 現状 (数値)	B 計画終了時の目標 (数値)	伸び率 ((B-A) / A) (%)

6 経営力向上の内容

	事業分野別 指針の 該当箇所	実施事項 (具体的な取組を記載)	新事業活動 への該当 (該当する 場合は○)
ア			
イ			
ウ			
エ			

7 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施 事項	用途・用途	資金調達 方法	金額 (千円)

8 経営力向上設備等の種類

実施 事項	設備等の名称／型式	単価	数量	金額
合計				

様式第 2

認定経営力向上計画の変更に係る認定申請書

年 月 日

主務大臣名 殿

住 所
名 称 及 び
代表者の氏名 印

年 月 日付で認定を受けた経営力向上計画について下記のとおり変更したいので、
中小企業等経営強化法第 14 条第 1 項の規定に基づき認定を申請します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更事項の内容

(備考)

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

(記載要領)

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。